

裁判官会議議事録

開催日時	令和7年6月30日（月）午後4時
開催場所	大会議室
出席者	別紙出欠表のとおり

議事の経過の要領及びその結果

1 承認事項

事務分配及び裁判官の配置等規程の一部変更について

別添承認事項1丁から61丁までについていずれも承認

2 決議事項

事務分配及び裁判官の配置等規程の一部変更について

別添決議事項1丁から3丁までのとおり決議

議長



議事録作成者

裁判所事務官



所長	黒野功久	出席
所長代行	井上直哉	出席

【民事部裁判官】

部	出席	欠席	判事	出席	欠席	特例判事補	出席	欠席	オブザーバー
1	○		松永栄治	○		島崎乃奈	○		小西池将
	○		斗谷匡志	○		秦卓義	○		吉澤孝
	○		田中一孝	○		橋本康平	○		伊藤佳子
	○		直江泰輝	○		佐藤克郎	○		北岡佑太
	○		村上貴昭	○		手嶋悠生	○		枚田雅樹
2	○		横田典子	○		片岡翔子			
	○		宮崎陽介						
	○		藤村景司						
	○		小森まや						
3	○		高島義行				○		南夢衣子
	○		神田温子						
	○		林田敏幸						
4	○		谷口哲也	○		白石大樹			
	○		高原大輔						
	○		黒田吉人						
5	○		中島崇久						
	○		尾河吉一						
	○		蒲田祐一						
	○		中山洋美						
	○		植村一仁						
	○		岡野慎也						
	○		近江弘行						
6	○		中尾彰				○		森本和真
	○		吉澤邦和						
	○		原田宗輔						
	○		斐川雄一						
7	○		徳地淳				○		奥田紗永
	○		木裕之						
	○		中村雅人						
8	○		三村憲吾				○		大場悠生
	○		上田瞳						
	○		佐野文規						
9	○		達野ゆき				○		近藤友貴
	○		古賀英武						
	○		角田裕紀						
10	○		谷村武則						
	○		安木進						
	○		大和隆之						
	○		塚本久輔						
	○		楠大						
11	○		荒谷謙介				○		高矢輝乃
	○		奥田達介						
	○		結城康介						
12	○		大野祐輔				○		須田翔太
	○		木山智之						
	○		大谷智彦						
13	○		成田晋司				○		田島花菜
	○		西村甲児						
	○		那波郁香						
14	○		横田昌紀	○		田中春香	○		名倉亨
	○		野上誠一						
	○		松浪聖						

15	○	鈴木紀子	○	伊藤祐貴	○	浅見一輝	
	○	中武由紀	○	川野裕矢			
	○	中嶋謙英	○	上田千愛			
	○	深見菜有子					
	○	賀来哲哉					
	○	高橋憲太					
16	○	山本拓			○	山下菜菜	
	○	鈴木千惠子					
	○	坂本雅史					
17	○	堀部亮一			○	上寺紗也佳	
	○	皆川更					
	○	宮端謙一					
18	○	宮崎朋紀			○	根間玄実	
	○	長丈博					
	○	三浦裕輔					
19	○	大森直哉			○	土肥大致	
	○	久保田千春					
	○	佐々木淑江					
20	○	林潤			○	後藤麻里	
	○	丸山水穂					
	○	植野賛太郎					
21	○	松川充康					
	○	阿波野右起					
	○	西尾太一					
22	○	松本展幸			○	清水康平	
	○	村瀬洋朗					
	○	寺田幸平					
23	○	齋藤毅	○	佐藤いぶき	○	尾藤淳哉	
	○	黒田香					
24	○	野村武範			○	村田幸生	
	○	山中耕一					
	○	仲井葉月					
25	○	鷹野旭			○	河井沙織	
	○	宮崎純一郎					
	○	岡田恵梨					
26	○	松阿彌隆					
	○	島田美喜子					
民事小計	76	15	(91人)	9	3	(12人)	
					21	3	(24人)

## 【刑事部裁判官】

部	出席	欠席	判 事	出席	欠席	特例判事補	出席	欠席	オブザーバー
1	○		加 藤 陽			○ 高 橋 俊 介	○		水 城 真 那 花
2		○	近 道 晓 郎					○	新 池 谷 圭 輝
		○	富 岡 健 史						
3	○		御 山 真 理 子				○		善 元 貴 大
	○		辻 井 由 雅						
5	○		三 輪 篤 志	○		鈴 木 紫 門	○		田 崎 里 歩
	○		堀 河 民 与						
6	○		山 田 裕 文				○		川 崎 陽
	○		藤 永 祐 介						
7	○		伊 藤 寛 樹				○		加 賀 潮 美
	○		増 尾 崇						
8	○		辛 島 明				○		岩 崎 由 莉 耶
	○		角 田 康 洋						
10	○		渡 部 市 郎	○		立 仙 早 矢	○		比 舎 昌 志
		○	三 澤 節 史	○		新 納 亜 美	○		六 郷 和 紀
								○	吉 田 開
12	○		三 村 三 緒				○		黒 川 真 吾
	○		中 井 太 朗						
	○		鈴 木 真 理 子						
13	○		荒 木 未 佳				○		吉 田 純
		○	水 落 桃 子						
	○		沼 田 晃 二						
14		○	大 森 直 子				○		大 川 未 来
		○	倉 成 章						
15	○		末 弘 陽 一				○		堀 田 ら な
		○	南 う ら ら						
		○	深 見 翼						
刑事小計	21	5	(26人)	3	1	(4人)	11	3	(14人)

## 【支部裁判官】

部	出席	欠席	判 事	出席	欠席	特例判事補	出席	欠席	オブザーバー
堺支部	○		山 地 修	○		一 花 有 香 里	○		丹 治 雅 文
	○		真 田 尚 美	○		山 口 愛 子	○		嶋 村 弥 寿
	○		大 寄 悅 加						
	○		山 田 裕 章						
	○		桑 原 直 子						
	○		山 崎 岳 志						
	○		藤 原 美 弥 子				○		清 水 瑛 夫
	○		武 田 正 一				○		橋 本 泰 一
	○		今 野 藍 藍						
	○		井 谷 稲 喬						
堺支部小計	9	1	(10人)	1	1	(2人)	4	0	(4人)
岸和田支部	○		和 久 田 斎	○		水 口 美 弥			
	○		柳 木 純 一						
	○		田 中 幸 大						
	○		藪 崇 司						
	○		梅 本 聰 子						
岸和田支部小計	3	3	(6人)	1	0	(1人)	0	0	(0人)
支部小計	12	4	(16人)	2	1	(3人)	4	0	(4人)

裁判官会議出席者数

人 員	構 成 員	判 事	135名 (所長・代行含む)	(計154名)
		特例判事補	19名	定足数77名
	オブザーバー		42名	
	計		196名	
出席 者 数	構 成 員	判 事	111名 (所長・代行含む)	(計125名)
		特例判事補	14名	
	オブザーバー		36名	
	計		161名	

【機密性 2】

# 承認事項

(令和 7 年 6 月 30 日)

## 事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和6年12月24日諮詢)

(令和7年1月11日実施)

現 行	変 更 後
(第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5  大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割  (中略)	(第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5  大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割  (中略)
第2 民事特殊事件係(即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等) (毎日)  裁判官 (兼) 松永栄治 〃 田中俊次 〃 森本幸治 〃 池尻修三 〃 武田雄二郎  <u>(定年退官)</u> 〃 菅浩次 〃 西村実信 〃 (兼)川副勝巳 〃 (兼)中村浩之  (中略)	第2 民事特殊事件係(即決和解、公示催告、督促、保全、非訟等) (毎日)  裁判官 (兼) 松永栄治 〃 田中俊次 〃 森本幸治 〃 池尻修三  〃 菅浩次 〃 西村実信 〃 (兼)川副勝巳 〃 (兼)中村浩之  (中略)
	<u>附 則</u> この規程は、令和7年1月11日から施行する。

## 事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和6年12月24日諮詢)

(令和7年1月20日実施)

現 行	変 更 後
(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1	(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部(保全部) (毎日)	第1民事部(保全部) (毎日)
裁判官 松永栄治	裁判官 松永栄治
〃 斗谷匡志	〃 斗谷匡志
〃 太田多恵	〃 太田多恵
〃 結城康介	〃 結城康介
〃 島崎乃奈	〃 島崎乃奈
〃 秦卓義	〃 秦卓義
〃 関堯熙	〃 関堯熙
〃 亀井獎之	〃 亀井獎之
〃 比井昌之	〃 比井昌之
〃 舎田志子	〃 舎田志子
〃 太田章之	〃 太田章之
〃 大和隆之	〃 大和隆之
〃 松本幸奈	〃 松本幸奈
〃 伊藤祐貴	〃 伊藤祐貴
〃 立仙早矢	〃 立仙早矢
(代行)山田裕貴	(代行)山田裕貴
〃 手嶋悠生	〃 手嶋悠生
〃 小西池将	〃 小西池将
(中略)	(中略)
<u>附 則</u>	
この規程は、令和7年1月20日から施行する。	

## 事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和7年1月21日諮問)

(令和7年2月5日実施)

現 行	変 更 後
(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3  裁判官の配置及び開廷日割  (中略)	(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3  裁判官の配置及び開廷日割  (中略)
第10刑事部（令状部）（毎日）  裁判官 渡部市郎 " 水落桃子 " (兼)結城康介 " 高橋俊介 " 岡野哲郎 " 奥野育美 " 篠野拓輝  <u>(長崎地家裁へ)</u> " 上田郁也 " (兼)比舍昌志 " 吉田開 " 山田明日香  (中略)	第10刑事部（令状部）（毎日）  裁判官 渡部市郎 " 水落桃子 " (兼)結城康介 " 高橋俊介 " 岡野哲郎 " 奥野育美  " 上田郁也 " (兼)比舍昌志 " 吉田開 " 山田明日香  (中略)
(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5  大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割  (中略)	(第5編（管内簡易裁判所）第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5  大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割  (中略)
第6 令状係（毎日）  裁判官 (兼)渡部市郎 " (兼)水落桃子 " (兼)結城康介	第6 令状係（毎日）  裁判官 (兼)渡部市郎 " (兼)水落桃子 " (兼)結城康介

〃	(兼) 高橋 俊介	〃	(兼) 高橋 俊介		
〃	(兼) 岡野 哲郎	〃	(兼) 岡野 哲郎		
〃	(兼) 奥野 育美	〃	(兼) 奥野 育美		
〃	<u>(兼) 篠野 拓輝</u>	〃			
	(兼務解消)				
〃	(兼) 上田 郁也	〃	(兼) 上田 郁也		
〃	(兼) 比舍 昌志	〃	(兼) 比舍 昌志		
〃	(兼) 吉田 開	〃	(兼) 吉田 開		
〃	(兼) 山田 明日香	〃	(兼) 山田 明日香		
〃	岩本 直樹	〃	岩本 直樹		
〃	木花 弘	〃	木花 弘		
〃	小川 親治	〃	小川 親治		
〃	足立 和城	〃	足立 和城		
〃	(兼) 仙波 陽子	〃	(兼) 仙波 陽子		
(中略)		(中略)			
<u>附 則</u>					
この規程は、令和7年2月5日から施行する。					

(別紙 1)

## 事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和 7 年 1 月 29 日諮問)

(令和 7 年 2 月 21 日実施)

現 行	変 更 後
(第 5 編 (管内簡易裁判所) 第 1 章第 32 条、第 34 条第 1 項、第 35 条第 1 項、第 36 条、第 38 条第 1 項及び第 39 条第 1 項)	(第 5 編 (管内簡易裁判所) 第 1 章第 32 条、第 34 条第 1 項、第 35 条第 1 項、第 36 条、第 38 条第 1 項及び第 39 条第 1 項)
別表 5	別表 5
大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割
第 1 民事公判係	第 1 民事公判係
(中略)	(中略)
第 9 係 (水金) 裁判官 <u>船越英明</u> ( <u>吹田簡裁へ</u> )	第 9 係 (水金) (兼) 裁判官 <u>田中俊次</u> ( <u>兼務発令</u> )
(中略)	(中略)
第 4 章 その他の簡易裁判所	第 4 章 その他の簡易裁判所
(裁判官の配置及び事務の分配)	(裁判官の配置及び事務の分配)
第 51 条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。	第 51 条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。
(中略)	(中略)
(3) 吹田簡易裁判所 裁判官 <u>瀧川勝子</u> (定年退官)	(3) 吹田簡易裁判所 裁判官 <u>船越英明</u> ( <u>大阪簡裁から</u> )
民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事案件	民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事案件
(中略)	(中略)

附 則

この規程は、令和 7 年 2 月 21 日から施行する。

(別紙2)

## 事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和7年1月29日諮詢)

(令和7年2月23日実施)

現 行	変 更 後
(第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5  大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割  (中略)	(第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項) 別表5  大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割  (中略)
第3 調停係(毎日) 第1係 裁判官 小西義博 〃 加藤 優 (茨木簡裁へ)	第3 調停係(毎日) 第1係 裁判官 小西義博
(中略)	(中略)
第4章 その他の簡易裁判所  (裁判官の配置及び事務の分配) 第51条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。  (中略)	第4章 その他の簡易裁判所  (裁判官の配置及び事務の分配) 第51条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次のとおりとする。  (中略)
(4) 茨木簡易裁判所 裁判官 寺田俊弘 (定年退官)  民事訴訟事件の3分の2 民事訴訟事件を除くその他の民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事案件  (中略)	(4) 茨木簡易裁判所 裁判官 加藤 優 (大阪簡裁から)  民事訴訟事件の3分の2 民事訴訟事件を除くその他の民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事案件  (中略)

附 則

この規程は、令和7年2月23日から施行する。

## 事務分配及び裁判官の配置等規程変更(案)

(令和7年2月6日諮詢)

(令和7年3月1日実施)

現 行	変 更 後
第3編 本庁刑事部 (中略)	第3編 本庁刑事部 (中略)
第2章 裁判事務の分配 (訴訟事件の配付) 第15条 訴訟事件は、特に定めるもののほか、裁判員事件、通常合議事件、一人制事件の区別に従い、それぞれ次の各部にその記載の割合で順次配付する。 (1), (2) (略) (3) 一人制事件 租税部、第13部及び第15部 各11 第5部 10 上記以外の普通部 各6	第2章 裁判事務の分配 (訴訟事件の配付) 第15条 訴訟事件は、特に定めるもののほか、裁判員事件、通常合議事件、一人制事件の区別に従い、それぞれ次の各部にその記載の割合で順次配付する。 (1), (2) (略) (3) 一人制事件 租税部、第13部及び第15部 各9 第5部 8 上記以外の普通部 各5
(中略)	(中略)
(第3編(本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3	(第3編(本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3
裁判官の配置及び開廷日割 (中略)	裁判官の配置及び開廷日割 (中略)
第7刑事部(普通部) (毎日) 裁判官 伊藤 寛樹 // (兼) 三村 三緒 // (兼務解消) // 増尾 崇 // 村田 幸生	第7刑事部(普通部) (毎日) 裁判官 伊藤 寛樹 // 増尾 崇 // 村田 幸生
(中略)	(中略)

第4編 支 部	第4編 支 部
第1章 堺 支 部	第1章 堺 支 部
(裁判官の配置)	(裁判官の配置)
第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。	第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。
(中略)	(中略)
第1民事部B	第1民事部B
裁判官 (兼) 桑原直子	裁判官 (兼) 桑原直子
〃 (兼) 藤野美子	〃 (兼) 藤野美子
〃 (兼) 真田尚美	〃 (兼) 真田尚美
〃 國分綾	〃 國分綾
〃 大寄悦加	〃 大寄悦加
〃 山田裕章	〃 山田裕章
〃 (兼) 吉本奈々絵	〃 (兼) 吉本奈々絵
(兼務解消)	
〃 (兼) 琴岡佳美	〃 (兼) 琴岡佳美
〃 (兼) 嶋本有里子	〃 (兼) 嶋本有里子
〃 (兼) 嶋村弥寿	〃 (兼) 嶋村弥寿
第2民事部	第2民事部
裁判官 桑原直子	裁判官 桑原直子
〃 吉本奈々絵	〃 吉本奈々絵
(最高裁民事局付へ)	
〃 嶋村弥寿	〃 嶋村弥寿
〃 琴岡佳美	〃 琴岡佳美
(中略)	(中略)
附 則	
この規程は、令和7年3月1日から施行する。	

【機密性 2】

事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

（令和7年3月6日諮問）

（令和7年3月25日実施）

現 行	変 更 後
(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3  裁判官の配置及び開廷日割  (中略)	(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3  裁判官の配置及び開廷日割  (中略)
第5刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 三輪篤志 〃 小泉健介 〃 堀河民与 〃 武藤遼 <u>(福岡地裁小倉支部（民間企業研修）～)</u>	第5刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 三輪篤志 〃 小泉健介 〃 堀河民与
(中略)	(中略)
	<u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年3月25日から施行する。</u>

## 事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和7年3月6日諮詢)

(令和7年4月1日実施)

現 行	変 更 後
<p>(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1</p> <p>裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>第1民事部(保全部)(毎日)</p> <p>裁判官 松永栄治 〃 斗谷匡志 〃 太田多恵 _____ (札幌地裁へ) 〃 近江弘行 _____ (第5民事部へ) 〃 結城康介 _____ (第11民事部へ) 〃 島崎乃奈 〃 秦 順義 〃 関 光熙 _____ (水戸地裁龍ヶ崎支部へ) 〃 亀井獎之 _____ (弁護士職へ) 〃 比舎昌志 _____ (第10刑事部へ) 〃 太田章子 _____ (法務省民事局へ) 〃 大和隆之 _____ (第10民事部へ)</p> <p>〃 松本幸奈 〃 伊藤祐貴 _____ (第15民事部へ) 〃 立仙早矢 _____ (第10刑事部へ) 〃 (代行)山田裕貴 _____ (職務代行解消)</p>	<p>(第2編(本庁民事部)第3章第10条第1項) 別表1</p> <p>裁判官の配置及び開廷日割</p> <p>第1民事部(保全部)(毎日)</p> <p>裁判官 松永栄治 〃 斗谷匡志 〃 田中一孝 _____ (福井地裁敦賀支部から) 〃 直江泰輝 _____ (第22民事部から) 〃 村上貴昭 _____ (第16民事部から) 〃 秦 順義 〃 橋本康平 _____ (第2民事部から) 〃 佐藤克郎 _____ (第4民事部から) 〃 吉澤孝 _____ (長崎地裁から) 〃 伊藤佳子 _____ (第12民事部から) 〃 北岡佑太 _____ (第25民事部から) 〃 枝田雅樹 _____ (第8民事部から) 〃 松本幸奈 〃 島崎乃奈</p>

<p>手嶋 悠生 小西池 将 第2民事部(租税・行政部) (月火水金)</p> <p>裁判官 横田典子 宮崎陽介 (兼)太田章子 (兼務解消) 小森まや 橋本康平 (第1民事部へ)</p>	<p>手嶋 悠生 小西池 将 第2民事部(租税・行政部) (月火水金)</p> <p>裁判官 横田典子 宮崎陽介 藤村享司 (最高裁家庭局付から) 小森まや 宮原翔子 (第14民事部から)</p>
<p>第3民事部(普通部) (月火木金)</p> <p>裁判官 高島義行 神田温子 棚橋知子 (最高裁調査官へ) 吉田純 (第13刑事部へ)</p>	<p>第3民事部(普通部) (月火木金)</p> <p>裁判官 高島義行 神田温子 林田敏幸 (那覇家裁沖縄支部から) 南夢衣子 (第2刑事部から)</p>
<p>第4民事部(商事部) (火水木金)</p> <p>裁判官 谷口哲也 高原大輔 黒田吉人 佐藤克郎 (第1民事部へ)</p>	<p>第4民事部(商事部) (火水木金)</p> <p>裁判官 谷口哲也 高原大輔 黒田吉人 (兼)佐藤克郎 (兼務発令) 白石大樹 (弁護士職から)</p>
<p>第5民事部(労働部) (毎日)</p> <p>裁判官 横田昌紀 (第14民事部へ) 尾河吉久 蒲田祐一 長谷川武久 (和歌山家裁へ) 山中洋美 植村一仁 岡野慎也 小暮紀幸</p>	<p>第5民事部(労働部) (毎日)</p> <p>裁判官 中島崇 (東京地裁から) 尾河吉久 蒲田祐一 山中洋美 植村一仁 岡野慎也 近江弘行 (第1民事部から) 小暮紀幸</p>
<p>第6民事部(倒産部) (毎日)</p> <p>裁判官 中尾彰</p>	<p>第6民事部(倒産部) (毎日)</p> <p>裁判官 中尾彰</p>

吉澤邦和	吉澤邦和	
原田宗輔	原田宗輔	
簗川雄一	簗川雄一	
<u>山本健太</u>	<u>森本和真</u>	
<u>(静岡家裁富士支部へ)</u>		
第7民事部(租税・行政部)(月火木金)	第7民事部(租税・行政部)(月火木金)	
裁判官 徳地淳	裁判官 徳地淳	
三木裕之	三木裕之	
中村雅人	中村雅人	
<u>牛瀬裕輝</u>	<u>奥田紗永</u>	
<u>(和歌山地裁田辺支部へ)</u>		
第8民事部(普通部)(月水木金)	第8民事部(普通部)(月水木金)	
裁判官 三村憲吾	裁判官 三村憲吾	
上田瞳	上田瞳	
<u>神永暁</u>	<u>佐野文規</u>	
<u>(大阪法務局へ)</u>		
<u>枚田雅樹</u>	<u>(最高裁調査官から)</u>	
<u>(第1民事部へ)</u>		
第9民事部(普通部)(火水木金)	第9民事部(普通部)(火水木金)	
裁判官 達野ゆき	裁判官 達野ゆき	
古賀英武	古賀英武	
角田裕紀	角田裕紀	
<u>黒川真吾</u>	<u>近藤友貴</u>	
<u>(第12刑事部へ)</u>		
第10民事部(建築・調停部)(毎日)	第10民事部(建築・調停部)(毎日)	
裁判官 谷村武則	裁判官 谷村武則	
安木進	安木進	
<u>橋本悠子</u>	<u>大和隆之</u>	
<u>(徳島家裁へ)</u>		
<u>(兼)大和隆之</u>	<u>(第1民事部から)</u>	
<u>(兼務解消)</u>		
<u>塙本晴久</u>	<u>塙本晴久</u>	
<u>(宇都宮地裁真岡支部から)</u>		
第11民事部(普通部)(月水木金)	第11民事部(普通部)(月水木金)	
裁判官 土井文美	裁判官 荒谷謙介	
<u>(大阪高裁へ)</u>		
<u>石原和孝</u>	<u>(東京地裁から)</u>	
<u>(高松高裁へ)</u>		
<u>奥田達生</u>	<u>奥田達生</u>	

		結城康介 (第1民事部から)
		高矢輝乃 第12民事部(普通部)(月火水金)
裁判官	小田真治 (東京高裁へ)	高矢輝乃 第12民事部(普通部)(月火水金)
	木山智之	裁判官 大野祐輔 (大阪高裁から)
	大谷智彦	木山智之
	伊藤佳子 (第1民事部へ)	大谷智彦 (兼)伊藤佳子 (兼務発令)
第13民事部(普通部)(火水木金)		第13民事部(普通部)(火水木金)
裁判官	成田晋司 西村甲児	裁判官 成田晋司 西村甲児
	那波郁香	那波郁香
	豊田高史 (福岡地裁小倉支部へ)	豊田高史 (田島花菜 (第8刑事部から))
第14民事部(執行部)(毎日)		第14民事部(執行部)(毎日)
裁判官	森健一 (大阪高裁へ)	裁判官 横田昌紀 (第5民事部から)
	野上誠一	野上誠一
	林奈桜 (神戸地裁へ)	松浪聖一 (金沢地裁から)
	中川和俊 (高知家裁へ)	田中春香 (佐賀地裁から)
	田中春香	田中春香
	宮原翔子 (第2民事部へ)	名倉亨
第15民事部(交通部)(毎日)		第15民事部(交通部)(毎日)
裁判官	武田瑞佳 (京都地裁へ)	裁判官 鈴木紀子 (大阪高裁から)
	中武由紀	中武由紀
	中嶋謙英	中嶋謙英
	安井龍明 (静岡地裁浜松支部へ)	深見菜有子 (津地裁四日市支部から)
	高橋憲太	賀来哲哉 (奈良地裁五條支部から)
	横井千穂 (津地裁熊野支部へ)	高橋憲太 (伊藤祐貴 (第1民事部から))
	丸谷昂資	川野裕矢

(京都地裁宮津支部へ)		(高松法務局から)	
〃	上田千愛	〃	浅見一輝
〃	(兼)伊藤祐貴		
	(兼務解消)		
〃	浅見一輝	〃	上田千愛
第16民事部(普通部)(月水木金)		第16民事部(普通部)(月水木金)	
裁判官	山本拓	裁判官	山本拓
〃	鈴木千恵子	〃	鈴木千恵子
〃	村上貴昭	〃	坂本雅史
	(第1民事部へ)		(福岡家裁小倉支部から)
〃	山下栄菜	〃	山下栄菜
第17民事部(医事部)(月火水木)		第17民事部(医事部)(月火水木)	
裁判官	堀部亮一	裁判官	堀部亮一
〃	葛西功洋		
	(東京地裁へ)		
〃	皆川更	〃	皆川更
		〃	宮端謙一
〃	上寺紗也佳	〃	上寺紗也佳
第18民事部(普通部)(月火水金)		第18民事部(普通部)(月火水金)	
裁判官	宮崎朋紀	裁判官	宮崎朋紀
〃	長丈博	〃	長丈博
〃	三浦裕輔	〃	三浦裕輔
〃	根間玄実	〃	根間玄実
第19民事部(医事部)(毎日)		第19民事部(医事部)(毎日)	
裁判官	大森直哉	裁判官	大森直哉
〃	久保田千春	〃	久保田千春
〃	小川貴裕	〃	佐々木淑江
	(法務省民事局へ)		(第13刑事部から)
〃	土肥大致	〃	土肥大致
第20民事部(医事部)(月火水金)		第20民事部(医事部)(月火水金)	
裁判官	林潤	裁判官	林潤
〃	長谷川利明	〃	丸山水穂
	(広島地裁尾道支部へ)		(大阪高裁から)
〃	植野賢太郎	〃	植野賢太郎
〃	若松達郎	〃	後藤麻里
	(高知地裁へ)		(第13刑事部から)
第21民事部(知的財産権部)(火木)		第21民事部(知的財産権部)(火木)	
裁判官	武宮英子	裁判官	松川充康
	(京都地裁へ)		(大阪高裁から)

// 阿波野 右起 // (兼) 島田 美喜子 // 西尾 太一 第 22 民事部 (普通部) (火水木金)	// 阿波野 右起 // (兼) 島田 美喜子 // 西尾 太一 第 22 民事部 (普通部) (火水木金)
裁判官 松本展幸 // 直江泰輝 <u>(第1民事部へ)</u>	裁判官 松本展幸 // 村瀬洋朗 <u>(松山家裁から)</u>
// 寺田幸平 // 清水康平	// 寺田幸平 // 清水康平
第 23 民事部 (普通部) (月火水木) 裁判官 西岡繁靖 <u>(大阪高裁へ)</u>	第 23 民事部 (普通部) (月火水木) 裁判官 齋藤毅 <u>(大阪高裁から)</u>
// 芝田由平 <u>(大阪高裁へ)</u>	// 黒田香 // 佐藤いぶき <u>(旭川地裁から)</u>
// 黒田香	// (兼) 堀田らな <u>(兼務発令)</u>
// 堀田らな <u>(第15刑事部へ)</u>	// 尾藤淳哉 <u>(第14刑事部から)</u>
第 24 民事部 (普通部) (月火木金) 裁判官 野村武範 // 山中耕一 // 仲井葉月 // 田崎里歩 <u>(第5刑事部へ)</u>	第 24 民事部 (普通部) (月火木金) 裁判官 野村武範 // 山中耕一 // 仲井葉月 // (兼) 田崎里歩 <u>(兼務発令)</u>
// 村田幸生 <u>(第7刑事部から)</u>	// 村田幸生 <u>(第7刑事部から)</u>
第 25 民事部 (普通部) (火水木金) 裁判官 小川嘉基 <u>(東京地裁へ)</u>	第 25 民事部 (普通部) (火水木金) 裁判官 鷹野旭 <u>(最高裁調査官から)</u>
// 宮崎純一郎	// 宮崎純一郎
// 岡田恵梨	// 岡田恵梨
// 北岡佑太 <u>(第1民事部へ)</u>	// (兼) 北岡佑太 <u>(兼務発令)</u>
第 26 民事部 (知的財産権部) (月木) 裁判官 松阿彌 隆 // 島田美喜子 // (兼) 阿波野 右起	第 26 民事部 (知的財産権部) (月木) 裁判官 松阿彌 隆 // 島田美喜子 // (兼) 阿波野 右起

" (兼) 西尾太一 (中略)	" (兼) 西尾太一 (中略)
(第3編(本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3	(第3編(本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1刑事部(普通部) (毎日)	第1刑事部(普通部) (毎日)
裁判官 加藤 陽 " 大久保 優子 (広島地裁へ)	裁判官 加藤 陽 " 高橋 俊介 (第10刑事部から)
" 加藤 雄大	" 加藤 雄大
第2刑事部(普通部) (毎日)	第2刑事部(普通部) (毎日)
裁判官 近道 晓郎 " 金友 宏平 (熊本地裁へ)	裁判官 近道 晓郎 " 富岡 健史 (津地裁伊勢支部から)
" 南 夢衣子 (第3民事部へ)	" (兼) 南 夢衣子 (兼務発令)
第3刑事部(普通部) (毎日)	第3刑事部(普通部) (毎日)
裁判官 御山 真理子 " 辻井 由雅 " 近藤 友貴 (第9民事部へ)	裁判官 御山 真理子 " 辻井 由雅 " (兼) 近藤 友貴 (兼務発令)
第4刑事部(普通部) (毎日)	第4刑事部(普通部) (毎日)
裁判官 井上 直哉 " (兼) 大久保 優子 (兼務解消)	裁判官 井上 直哉 " (兼) 高橋 俊介 (兼務発令)
" (兼) 加藤 雄大	" (兼) 加藤 雄大
第5刑事部(普通部) (毎日)	第5刑事部(普通部) (毎日)
裁判官 三輪 篤志 " 小泉 健介 (横浜地裁へ)	裁判官 三輪 篤志 " 堀河 民与 " 鈴木 紫門 (高知家裁から)
" 堀河 民与	" 田崎 里歩 (第24民事部から)
第6刑事部(普通部) (毎日)	第6刑事部(普通部) (毎日)

裁判官	山田 裕文	裁判官	山田 裕文
〃	藤永祐介	〃	藤永祐介
〃	奥田紗永	〃	(兼)奥田紗永
(第7民事部へ)			
第7刑事部(普通部) (毎日)			
裁判官	伊藤 寛樹	裁判官	伊藤 寛樹
〃	増尾 崇	〃	増尾 崇
〃	村田 幸生	〃	(兼)村田 幸生
(第24民事部へ)			
第8刑事部(普通部) (毎日)			
裁判官	田中 伸一	裁判官	辛島 明
(奈良地裁へ)			
〃	角田 康洋	〃	角田 康洋
〃	田島 花菜	〃	(兼)田島 花菜
(第13民事部へ)			
第9刑事部(普通部) (毎日)			
裁判官	(兼)井上直哉	裁判官	(兼)井上直哉
〃	(兼)大久保優子	〃	(兼)高橋俊介
(兼務解消)			
〃	(兼)加藤雄大	〃	(兼)加藤雄大
第10刑事部(令状部) (毎日)			
裁判官	渡部 市郎	裁判官	渡部 市郎
〃	水落 桃子	〃	三澤 節史
(第13刑事部へ)			
〃	(兼)結城 康介	〃	(第15刑事部から)
(兼務解消)			
〃	高橋俊介	〃	立仙 早矢
(第1刑事部へ)			
〃	岡野 哲郎	〃	(第1民事部(民間企業研修)から)
(旭川家裁へ)			
〃	奥野 育美	〃	新納 亜美
(高知地裁へ)			
〃	上田 郁也	〃	(長崎家裁佐世保支部から)
(鳥取地裁へ)			
〃	(兼)比舍 昌志	〃	比舍 昌志
(兼務解消)			
〃	吉田 開	〃	(第1民事部から)
〃	山田 明日香	〃	六郷 和紀
(熊本家裁へ)			
第11刑事部(普通部) (毎日)			
第11刑事部(普通部) (毎日)			
裁判官	吉田 開	裁判官	吉田 開

<p>裁判官 (兼) 井上直哉      " (兼) 大久保優子      (兼務解消)</p> <p>" (兼) 加藤雄大      第12刑事部(租税部) (毎日)</p> <p>裁判官 三村三緒      " (兼) 渡部市郎      " 岩崎貴彦      (横浜地裁小田原支部へ)</p> <p>" 中井太朗      " 青木勇人      (鳥取地裁へ)</p> <p>" (兼) 上田郁也      (兼務解消)</p> <p>第13刑事部(普通部) (毎日)</p> <p>裁判官 岩崎邦生      (大阪高裁へ)</p> <p>" 設樂大輔      (宮崎地裁へ)</p> <p>" 佐々木淑江      (第19民事部へ)</p> <p>" 後藤麻里      (第20民事部へ)</p> <p>第14刑事部(普通部) (毎日)</p> <p>裁判官 大森直子      " 倉成章      " 尾藤淳哉      (第23民事部へ)</p> <p>第15刑事部(普通部) (毎日)</p> <p>裁判官 末弘陽一      " 三澤節史      (第10刑事部へ)</p> <p>" 高橋里奈      (大阪高裁へ)</p> <p>" 林村優雅      (広島地裁福山支部へ)</p> <p>(中略)</p>	<p>裁判官 (兼) 井上直哉      " (兼) 高橋俊介      (兼務発令)</p> <p>" (兼) 加藤雄大      第12刑事部(租税部) (毎日)</p> <p>裁判官 三村三緒      " (兼) 渡部市郎</p> <p>" 中井太朗      " 鈴木真理子      (中央労働委員会から)</p> <p>" 黒川真吾      (第9民事部から)</p> <p>第13刑事部(普通部) (毎日)</p> <p>裁判官 荒木未佳      (大阪高裁から)</p> <p>" 水落桃子      (第10刑事部から)</p> <p>" 沼田晃一      (鳥取地裁から)</p> <p>" 吉田純      (第3民事部から)</p> <p>第14刑事部(普通部) (毎日)</p> <p>裁判官 大森直子      " 倉成章      " (兼) 尾藤淳哉      (兼務発令)</p> <p>第15刑事部(普通部) (毎日)</p> <p>裁判官 末弘陽一      " 南うらら      (名古屋高裁金沢支部から)</p> <p>" 深見翼      (津地裁から)</p> <p>" 堀田らな      (第23民事部から)</p> <p>(中略)</p>
---	--

第1章 堺 支 部	第1章 堺 支 部
(裁判官の配置)	(裁判官の配置)
第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。	第24条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。
第1民事部A	第1民事部A
裁判官 山地 修	裁判官 山地 修
〃 藤野 美子 (和歌山地裁へ)	〃 真田 尚美 一花 有香里 (岡山家裁から)
〃 真田 尚美	〃 (兼) 大寄 悅加 〃 (兼) 山田 裕章 〃 嶋本 有里子 (山口地裁へ)
〃 (兼) 大寄 悅加	〃 (兼) 大寄 悅加
〃 (兼) 山田 裕章	〃 (兼) 山田 裕章
〃 嶋本 有里子 (山口地裁へ)	〃 丹治 雅文 (千葉地裁から)
第1民事部B	第1民事部B
裁判官 (兼) 桑原 直子	裁判官 (兼) 桑原 直子
〃 (兼) 藤野 美子 (兼務解消)	〃 (兼) 真田 尚美 山田 裕章 一花 有香里 (兼務発令)
〃 (兼) 真田 尚美	〃 國分 繼 (京都家裁へ)
〃 國分 繼 (京都家裁へ)	〃 大寄 悅加 山田 裕章 一花 有香里 (兼務発令)
〃 大寄 悅加	〃 大寄 悅加 山崎 岳志 (名古屋地裁から)
〃 山田 裕章	〃 山田 裕章 山口 愛子 (名古屋地裁から)
〃 (兼) 琴岡 佳美 (兼務解消)	〃 (兼) 琴岡 佳美 山崎 岳志 (和歌山家裁から)
〃 (兼) 嶋本 有里子 (兼務解消)	〃 (兼) 嶋本 有里子 山口 愛子 (名古屋地裁から)
〃 (兼) 嶋村 弥寿	〃 (兼) 嶋村 弥寿 丹治 雅文 (兼務発令)
第2民事部	第2民事部
裁判官 桑原 直子	裁判官 桑原 直子
〃 嶋村 弥寿	〃 山崎 岳志 (和歌山家裁から)
〃 嶋村 弥寿	〃 嶋村 弥寿

<p style="text-align: center;"><u>琴岡佳美</u> (東京地裁へ)</p> <p>第1刑事部</p> <p>裁判官 藤原美弥子 〃 河本薰 (最高裁刑事局付へ)</p> <p>〃 清水瑛夫</p> <p>第2刑事部</p> <p>裁判官 武田正 〃 西谷大吾 (和歌山地裁へ)</p> <p>〃 奥野佑麻 (高知地裁へ)</p> <p>部に属しない裁判官</p> <p>裁判官 惣脇美奈子 〃 安部朋美 (和歌山家裁へ)</p> <p>〃 吉澤暁子 〃 平井美衣瑠 (東京地裁へ)</p> <p>〃 中村公大 〃 山根直輝 (外務省へ)</p>		<p>第1刑事部</p> <p>裁判官 藤原美弥子 〃 今野藍 (大阪国税不服審判所から)</p> <p>〃 清水瑛夫</p> <p>第2刑事部</p> <p>裁判官 武田正 〃 井谷喬 (静岡家裁から)</p> <p>〃 橋本泰一 (名古屋地裁から)</p> <p>部に属しない裁判官</p> <p>裁判官 惣脇美奈子 〃 佐藤克則 (岸和田支部から)</p> <p>〃 塚田奈保 (和歌山家裁から)</p> <p>〃 吉澤暁子 〃 楠真由子 (宇都宮地裁から)</p> <p>〃 中村公大</p>	
<p>(中略)</p> <p>第2章 岸和田支部</p> <p>(裁判事務の分配)</p> <p>第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>裁判官 和久田 齊 他の裁判官の担当する事件を除くその余の民事事件</p> <p>裁判官 寺田悠亮 (那覇家裁へ)</p> <p>刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の2分の1</p>		<p>(中略)</p> <p>第2章 岸和田支部</p> <p>(裁判事務の分配)</p> <p>第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>裁判官 和久田 齊 他の裁判官の担当する事件を除くその余の民事事件</p> <p>裁判官 田中幸大 (京都家裁から)</p> <p>刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の2分の1</p>	

<p>第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1</p>	<p>第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1</p>
<p>医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1</p>	<p>医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1</p>
<p>更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1</p>	<p>更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1</p>
<p>前記事件のほか、他の裁判官の担当する事件を除くその余の刑事事件</p>	<p>前記事件のほか、他の裁判官の担当する事件を除くその余の刑事事件</p>
<p>破産事件のうちの同時廃止事件の全部</p>	<p>破産事件のうちの同時廃止事件の全部</p>
<p>債権執行事件のうちの配当事件の全部</p>	<p>債権執行事件のうちの配当事件の全部</p>
<p>財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の1</p>	<p>財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の1</p>
<p>起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2分の1民事非訟事件（本条において別に定める場合を除く。）の3分の1</p>	<p>起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2分の1民事非訟事件（本条において別に定める場合を除く。）の3分の1</p>
<p><u>裁判官 佐藤克則</u></p>	<p><u>裁判官 栃木純一</u></p>
<p><u>(堺支部へ)</u></p>	
<p>民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の3分の9</p>	<p>民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の3分の9</p>
<p>債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1</p>	<p>債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1</p>
<p>民事保全事件（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）の2分の1</p>	<p>民事保全事件（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）の2分の1</p>
<p>保全異議及び保全取消事件の2分の1</p>	<p>保全異議及び保全取消事件の2分の1</p>
<p>小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の2分の1</p>	<p>小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の2分の1</p>
<p>人身保護事件の4分の1</p>	<p>人身保護事件の4分の1</p>
<p>訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1</p>	<p>訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1</p>
<p>令状事件の8分の2</p>	<p>令状事件の8分の2</p>
<p>過料事件</p>	<p>過料事件</p>
<p><u>裁判官 梅本聰子</u></p>	<p><u>裁判官 梅本聰子</u></p>
<p>民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の3</p>	<p>民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の3</p>

<p>1分の4</p> <p>民事保全事件（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）の4分の1</p> <p>保全異議及び保全取消事件の4分の1</p> <p>債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1</p> <p>人身保護事件の4分の1</p> <p>訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1</p> <p>令状事件の8分の2</p> <p style="text-align: center;"><u>裁判官 千葉沙織</u> (神戸地裁へ)</p> <p>刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の2分の1</p> <p>第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1</p> <p>医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1</p> <p>更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1</p> <p>同時廃止事件を除く破産事件の全部</p> <p>小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を除く再生事件の全部</p> <p>会社更生事件、会社整理事件及び特別清算事件の全部</p> <p>配当事件を除く債権執行事件の全部</p> <p>財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の2</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の3分の2</p> <p>起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2分</p>	<p>1分の4</p> <p>民事保全事件（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。）の4分の1</p> <p>保全異議及び保全取消事件の4分の1</p> <p>債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3分の1</p> <p>人身保護事件の4分の1</p> <p>訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1</p> <p>令状事件の8分の2</p> <p style="text-align: center;"><u>裁判官 吉田真紀</u> (岡山地裁から)</p> <p>刑事公判事件（再審請求事件を含む。）の2分の1</p> <p>第1回公判期日前の勾留に関する処分事件の2分の1</p> <p>医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務の2分の1</p> <p>更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務の2分の1</p> <p>同時廃止事件を除く破産事件の全部</p> <p>小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件を除く再生事件の全部</p> <p>会社更生事件、会社整理事件及び特別清算事件の全部</p> <p>配当事件を除く債権執行事件の全部</p> <p>財産開示事件及び第三者からの情報取得事件の3分の2</p> <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第4章に定める保護命令申立事件、保護命令の効力停止の申立事件及び保護命令の取消申立事件の3分の2</p> <p>起訴前の証拠保全事件及び共助事件の2分</p>
--	---

の1	商事非訟事件（過料事件を除く。）	裁判官 佐藤志保 (京都家裁へ)	の1	商事非訟事件（過料事件を除く。）	裁判官 蔦崇司 (京都家裁から)
民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の3 1分の9	債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3 分の1	小規模個人再生事件及び給与所得者等再生 事件の2分の1	民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の3 1分の9	債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3 分の1	小規模個人再生事件及び給与所得者等再生 事件の2分の1
人身保護事件の4分の1	訴えの提起前における証拠収集の処分申立 事件の4分の1	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 等に関する法律第4章に定める保護命令申 立事件、保護命令の効力停止の申立事件及 び保護命令の取消申立事件の3分の1	人身保護事件の4分の1	訴えの提起前における証拠収集の処分申立 事件の4分の1	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 等に関する法律第4章に定める保護命令申 立事件、保護命令の効力停止の申立事件及 び保護命令の取消申立事件の3分の1
令状事件の8分の2	裁判官 水口美弥 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の3 1分の9	民事保全事件（特定電気通信役務提供者の 損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示 に関する法律（平成13年法律第137号） 第4章に定める発信者情報開示命令事件並 びにそれに付随する提供命令事件及び消去 禁止命令事件を含む。）の4分の1	令状事件の8分の2	裁判官 水口美弥 民事訴訟事件（再審請求事件を含む。）の3 1分の9	民事保全事件（特定電気通信役務提供者の 損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示 に関する法律（平成13年法律第137号） 第4章に定める発信者情報開示命令事件並 びにそれに付随する提供命令事件及び消去 禁止命令事件を含む。）の4分の1
保全異議及び保全取消事件の4分の1	人身保護事件の4分の1	訴えの提起前における証拠収集の処分申立 事件の4分の1	保全異議及び保全取消事件の4分の1	人身保護事件の4分の1	訴えの提起前における証拠収集の処分申立 事件の4分の1
令状事件の8分の1	訴えの提起前における証拠収集の処分申立 事件の4分の1	令状事件の8分の1	令状事件の8分の1	訴えの提起前における証拠収集の処分申立 事件の4分の1	令状事件の8分の1
民事非訟事件（本条において別に定める場 合を除く。）の3分の2	裁判官 棚木純一	令状事件の8分の1	民事非訟事件（本条において別に定める場 合を除く。）の3分の2	裁判官 須藤晴菜	令状事件の8分の1
令状事件の8分の1					

(中略)	(中略)
(第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)	第5編(管内簡易裁判所) 第1章第32条、第34条第1項、第35条第1項、第36条、第38条第1項及び第39条第1項)
別表5	別表5
大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割	大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割
<b>第1 民事公判係</b>	<b>第1 民事公判係</b>
第1係(月水金) 裁判官 藤田康夫	第1係(月水金) 裁判官 藤田康夫
第2係(月水金) " 小林勘一郎	第2係(月水金) " 西森公治
	(和歌山・橋本簡裁から)
第3係(月水金) " 佐伯公正	第3係(月水金) " 佐伯公正
	(民事公判8係から)
第4係(月火木) " 岩傭靖	第4係(月火木) " 松本隆英
	(大津・高島簡裁から)
第5係(月火木) " 福田人美	第5係(月火木) " 福田人美
第6係(月火木) " 西嶋一恵	第6係(月火木) " 西嶋一恵
第7係(月水金) " 宮川隆	第7係(月水金) " 足立和城
	(令状係から)
第8係(木) " 新屋眞宏	第8係(木) " 新屋眞宏
" 高橋亨	
" 藤本昌彦	
	(民事公判21係から)
" 藤原治	
	(民事公判14係から)
" 遠藤恭弘	
	(民事公判9係から)
" 岩本照章	
	(令状係から)
" 富川崇	
	(民事公判3係から)
" 塩見善博	
	(那覇簡裁から)
第9係(水金) " (兼)田中俊次	第9係(水金) " 神谷義彦
(兼務解消)	(民事公判14係から)
	" 遠藤恭弘

		(民事公判 8 係から)	
第10係 (月火木)	〃 荘 谷 誠 (神戸簡裁へ)	第10係 (月火木)	〃 土 井 久 志 (岡山簡裁から)
第11係 (月水金)	〃 丸 橋 俊 幸	第11係 (月水金)	〃 丸 橋 俊 幸
第12係 (月火木)	〃 谷 川 佳 史 (京都簡裁へ)	第12係 (月火木)	〃 伊 葉 匠 功 (調停 4 係から)
第13係 (月水金)	〃 東 山 裕 実	第13係 (月水金)	〃 東 山 裕 実
第14係 (月火木)	〃 神 谷 義 彦 (民事公判 9 係へ)	第14係 (月火木)	〃 西 前 行 雄 (神戸簡裁から)
第15係 (月火木)	〃 和 田 一 臣 (龍野簡裁へ)	第15係 (月火木)	〃 岩 本 直 樹 (令状係から)
第16係 (月水金)	〃 藤 木 義 裕 (依願退官)	第16係 (月水金)	〃 内 藤 智 機 (交通即次係から)
第17係 (月火木)	〃 中 村 浩 之	第17係 (月火木)	〃 中 村 浩 之
第18係 (月水金)	〃 川 副 勝 已 (東京簡裁へ)	第18係 (月水金)	〃 伊 藤 雅 之 (小倉簡裁から)
第21係 (月水金)	〃 朝 田 和 男 (神戸簡裁へ)	第21係 (月水金)	〃 長 谷 川 卓 司 (加古川簡裁から)
第22係 (月火木)	〃 高 山 正 之 (東近江簡裁へ)	第22係 (月火木)	〃 谷 政 葉 子 (笠岡・倉敷簡裁から)
第2 民事特殊事件係 (即決和解、公示催告、督促、 保全、非訟等) (毎日)		第2 民事特殊事件係 (即決和解、公示催告、督促、 保全、非訟等) (毎日)	
裁判官 (兼) 松 永 栄 治		裁判官 (兼) 松 永 栄 治	
〃 田 中 俊 次		〃 田 中 俊 次	
〃 森 本 幸 治		〃 森 本 幸 治	
〃 池 尻 修 三 (交通即決係へ)		〃 太 田 朝 陽 (浜松簡裁から)	
〃 菅 浩 次 (豊岡・浜坂簡裁へ)		〃 木 花 弘 (令状係から)	
〃 西 村 実 信 (京都簡裁へ)		〃 村 田 昌 三 (右京簡裁から)	
〃 (兼) 川 副 勝 已 (兼務解消)		〃 小 川 親 治 (令状係から)	
〃 (兼) 中 村 浩 之		〃 (兼) 中 村 浩 之 (兼) 伊 藤 雅 之 (兼務発令)	

第3 調停係 (毎日)		第3 調停係 (毎日)	
第1係	裁判官 小西義博	第1係	裁判官 小西義博
第2係	〃 山下雅資 (甲賀簡裁へ)	第2係	〃 岸本将嗣 (甲賀簡裁から)
第3係	〃 水野和雄 (加古川簡裁へ)	第3係	〃 矢野靖人 (富田林簡裁から)
第4係	〃 伊葉匡功 (民事公判12係へ)	第4係	〃 山田誠 (神戸簡裁から)
第5係	〃 今田勝己	第5係	〃 今田勝己
第4 刑事公判係		第4 刑事公判係	
第1係(月水木)	裁判官 (兼)畠村章夫	第1係(月水木)	裁判官 (兼)畠村章夫
第2係(月水木)	〃	第2係(月水木)	〃 桶口裕晃 (京都簡裁から)
	〃 仙波陽子		〃 仙波陽子
第5 略式係 (毎日)		第5 略式係 (毎日)	
(1) 普通略式係		(1) 普通略式係	
裁判官 畠村章夫	裁判官 畠村章夫	裁判官 畠村章夫	裁判官 畠村章夫
〃 (兼)仙波陽子	〃 (兼)仙波陽子	〃 (兼)仙波陽子	〃 (兼)仙波陽子
〃 (兼)岩本直樹 (兼務解消)	〃 (兼)岩本直樹 (兼務解消)	〃 (兼)岩本直樹 (兼務解消)	〃 (兼)岩本直樹 (兼務解消)
〃 (兼)木花弘 (兼務解消)	〃 (兼)木花弘 (兼務解消)	〃 (兼)木花弘 (兼務解消)	〃 (兼)木花弘 (兼務解消)
〃 (兼)小川親治 (兼務解消)	〃 (兼)小川親治 (兼務解消)	〃 (兼)高田禎子 (兼務解消)	〃 (兼)高田禎子 (兼務解消)
〃 (兼)足立和城 (兼務解消)	〃 (兼)足立和城 (兼務解消)	〃 (兼)大西光 (兼務解消)	〃 (兼)大西光 (兼務解消)
(2) 交通即決略式係		(2) 交通即決略式係	
裁判官 内藤智機 (民事公判16係へ)	裁判官 池尻修三 (民事特殊係から)	裁判官 池尻修三 (民事特殊係から)	裁判官 池尻修三 (民事特殊係から)
〃 阿部昭彦	〃 阿部昭彦	〃 阿部昭彦	〃 阿部昭彦
第6 令状係 (毎日)		第6 令状係 (毎日)	
裁判官 (兼)渡部市郎 (兼)水落桃子 (兼務解消)	裁判官 (兼)渡部市郎 (兼)三澤節史 (兼務解消)	裁判官 (兼)渡部市郎 (兼)三澤節史 (兼務解消)	裁判官 (兼)渡部市郎 (兼)三澤節史 (兼務解消)

<p>〃 (兼)結城康介  <u>(兼務解消)</u></p> <p>〃 (兼)高橋俊介  <u>(兼務解消)</u></p> <p>〃 (兼)岡野哲郎  <u>(兼務解消)</u></p> <p>〃 (兼)奥野育美  <u>(兼務解消)</u></p> <p>〃 (兼)上田郁也  <u>(兼務解消)</u></p> <p>〃 (兼)比舍昌志</p> <p>〃 (兼)吉田開  <u>(兼)山田明日香</u>  <u>(兼務解消)</u></p> <p>〃 岩本直樹  <u>(民事公判15係へ)</u></p> <p>〃 木花弘  <u>(民事特殊係へ)</u></p> <p>〃 小川親治  <u>(民事特殊係へ)</u></p> <p>〃 足立和城  <u>(民事公判7係へ)</u></p> <p>〃 (兼)仙波陽子</p> <p>第2章 堺簡易裁判所  (裁判事務の分配)  第43条 堺簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。  裁判官 松田亨  <u>(京都簡裁へ)</u>  民事訴訟事件の5分の2</p>	<p>〃 (兼)立仙早矢  <u>(兼務発令)</u></p> <p>〃 (兼)新納亞美  <u>(兼務発令)</u></p> <p>〃 (兼)比舍昌志  <u>(兼)六郷和紀</u>  <u>(兼務発令)</u></p> <p>〃 (兼)吉田開</p> <p>〃 岩川昇  <u>(姫路簡裁から)</u></p> <p>〃 高田禎子  <u>(倉敷簡裁から)</u></p> <p>〃 大西光  <u>(龍野簡裁から)</u></p> <p>〃 鳴村修士  <u>(那覇簡裁から)</u></p> <p>〃 岩本照章  <u>(民事公判8係から)</u></p> <p>〃 (兼)仙波陽子  <u>(兼)畠村章夫</u>  <u>(兼務発令)</u></p> <p>〃 (兼)樋口裕晃  <u>(兼務発令)</u></p> <p>第2章 堺簡易裁判所  (裁判事務の分配)  第43条 堺簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。  裁判官 長井秀典  <u>(任簡判)</u>  民事訴訟事件の5分の2</p>
---	---

<p>民事少額訴訟事件の 5 分の 2          少額訴訟債権執行に関する事件の 5 分の 2          即決和解事件の 2 分の 1          民事保全事件の 5 分の 2          民事雑事件の 5 分の 2          交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の 5 分の 2          刑事雑事件の 5 分の 2          他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p>	<p>民事少額訴訟事件の 5 分の 2          少額訴訟債権執行に関する事件の 5 分の 2          即決和解事件の 2 分の 1          民事保全事件の 5 分の 2          民事雑事件の 5 分の 2          交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の 5 分の 2          刑事雑事件の 5 分の 2          他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p>
<p>裁判官 三浦 恵  <u>(社簡裁へ)</u></p>	<p>裁判官 保田 将司  <u>(東京簡裁から)</u></p>
<p>民事訴訟事件の 5 分の 2          民事少額訴訟事件の 5 分の 2          少額訴訟債権執行に関する事件の 5 分の 2          督促事件（支払督促申立却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件）          公示催告事件          即決和解事件の 2 分の 1          民事過料事件          民事保全事件の 5 分の 3          民事雑事件の 5 分の 2          刑事公判事件          刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した略式命令事件を除く。）          交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件          刑事雑事件の 5 分の 2</p>	<p>民事訴訟事件の 5 分の 2          民事少額訴訟事件の 5 分の 2          少額訴訟債権執行に関する事件の 5 分の 2          督促事件（支払督促申立却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件）          公示催告事件          即決和解事件の 2 分の 1          民事過料事件          民事保全事件の 5 分の 3          民事雑事件の 5 分の 2          刑事公判事件          刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した略式命令事件を除く。）          交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件          刑事雑事件の 5 分の 2</p>
<p>裁判官（代行）藤田大生          民事訴訟事件の 5 分の 1          民事少額訴訟事件の 5 分の 1          少額訴訟債権執行に関する事件の 5 分の 1          民事雑事件の 5 分の 1          交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の 5 分の 1          刑事雑事件の 5 分の 1</p>	<p>裁判官（代行）藤田大生          民事訴訟事件の 5 分の 1          民事少額訴訟事件の 5 分の 1          少額訴訟債権執行に関する事件の 5 分の 1          民事雑事件の 5 分の 1          交通切符（三者即日処理方式）による略式命令事件を除く刑事略式命令事件（待命）の 5 分の 1          刑事雑事件の 5 分の 1</p>

<p>裁判官(代行)植田武志 民事調停事件の2分の1 交通切符(三者即日処理方式)による略式命令事件を除く刑事略式命令事件(待命)の5分の1 交通切符(三者即日処理方式)による略式命令事件及び刑事略式命令事件(待命)を除く刑事略式命令事件の2分の1</p> <p>裁判官(代行)三瀬英祐 民事調停事件の2分の1 交通切符(三者即日処理方式)による略式命令事件を除く刑事略式命令事件(待命)の5分の1 交通切符(三者即日処理方式)による略式命令事件及び刑事略式命令事件(待命)を除く刑事略式命令事件の2分の1</p> <p><u>裁判官(兼)藤野美子</u> <u>(兼務解消)</u></p> <p>民事保全異議及び取消事件</p>	<p>裁判官(代行)植田武志 民事調停事件の2分の1 交通切符(三者即日処理方式)による略式命令事件を除く刑事略式命令事件(待命)の5分の1 交通切符(三者即日処理方式)による略式命令事件及び刑事略式命令事件(待命)を除く刑事略式命令事件の2分の1</p> <p>裁判官(代行)三瀬英祐 民事調停事件の2分の1 交通切符(三者即日処理方式)による略式命令事件を除く刑事略式命令事件(待命)の5分の1 交通切符(三者即日処理方式)による略式命令事件及び刑事略式命令事件(待命)を除く刑事略式命令事件の2分の1</p> <p><u>裁判官(兼)一花有香里</u> <u>(兼務発令)</u></p> <p>民事保全異議及び取消事件</p>
<p>(中略)</p> <p>第3章 岸和田簡易裁判所</p> <p>(裁判事務の分配)</p> <p>第47条 岸和田簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>裁判官 辰巳晃 民事訴訟事件(再審請求事件を含む。)の5分の3 民事少額訴訟事件 民事調停事件 督促事件(支払督促申立て下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立て下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件) 公示催告事件 民事過料事件 民事保全事件 即決和解事件</p>	<p>(中略)</p> <p>第3章 岸和田簡易裁判所</p> <p>(裁判事務の分配)</p> <p>第47条 岸和田簡易裁判所における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p> <p>裁判官 辰巳晃 民事訴訟事件(再審請求事件を含む。)の5分の3 民事少額訴訟事件 民事調停事件 督促事件(支払督促申立て下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立て下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件) 公示催告事件 民事過料事件 民事保全事件 即決和解事件</p>

<p>少額訴訟債権執行に関する事件 民事雑事件 刑事正式裁判事件 令状事件 他の裁判官の担当する事件を除くその他の民事事件 他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p><u>裁判官(代行)矢野靖人</u> (職務代行解消)</p> <p>民事訴訟事件(再審請求事件を含む。)の5分の2 刑事公判事件 刑事略式命令事件 交通待命(切符)略式命令事件 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務</p>	<p>少額訴訟債権執行に関する事件 民事雑事件 刑事正式裁判事件 令状事件 他の裁判官の担当する事件を除くその他の民事事件 他の裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p><u>裁判官(代行)竹内正浩</u> (職務代行発令)</p> <p>民事訴訟事件(再審請求事件を含む。)の5分の2 刑事公判事件 刑事略式命令事件 交通待命(切符)略式命令事件 更生保護法第52条第6項の規定による特別遵守事項の設定又は変更に関する求意見に係る事務</p>
<p>(中略)</p> <p>第4章 その他の簡易裁判所</p> <p>(裁判官の配置及び事務の分配)</p> <p>第51条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次とおりとする。</p> <p>(1) 大阪池田簡易裁判所</p> <p>裁判官 藤田大生 民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p><u>裁判官(代行)足立和城</u> (職務代行解消)</p> <p>刑事正式裁判事件(公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。) 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p>	<p>(中略)</p> <p>第4章 その他の簡易裁判所</p> <p>(裁判官の配置及び事務の分配)</p> <p>第51条 大阪簡易裁判所、堺簡易裁判所及び岸和田簡易裁判所を除くその他の簡易裁判所における裁判官の配置及び裁判事務の分配は、次とおりとする。</p> <p>(1) 大阪池田簡易裁判所</p> <p>裁判官 藤田大生 民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の刑事事件</p> <p><u>裁判官(代行)大西光</u> (職務代行発令)</p> <p>刑事正式裁判事件(公職選挙法違反事件及び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件を除く。) 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反事件</p>

<p>(2) 豊中簡易裁判所</p> <p>裁判官 山本泰博</p> <p>民事事件</p> <p>刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）</p> <p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事事件</p>	<p>(2) 豊中簡易裁判所</p> <p>裁判官 山本泰博</p> <p>民事事件</p> <p>刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）</p> <p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事事件</p>
<p>裁判官（代行）岩本直樹 (職務代行解消)</p> <p>山本裁判官の関与した刑事略式命令事件に 対する刑事正式裁判事件</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反 事件</p>	<p>裁判官（代行）岩川昇 (職務代行発令)</p> <p>山本裁判官の関与した刑事略式命令事件に 対する刑事正式裁判事件</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反 事件</p>
<p>(3) 吹田簡易裁判所</p> <p>裁判官 船越英明</p> <p>民事事件</p> <p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事事件</p>	<p>(3) 吹田簡易裁判所</p> <p>裁判官 船越英明</p> <p>民事事件</p> <p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事事件</p>
<p>裁判官（代行）小川親治 (職務代行解消)</p> <p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及 び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件 を除く。）</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反 事件</p>	<p>裁判官（代行）高田楨子 (職務代行発令)</p> <p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及 び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件 を除く。）</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反 事件</p>
<p>(4) 茨木簡易裁判所</p> <p>裁判官 加藤優</p> <p>民事訴訟事件の3分の2</p> <p>民事訴訟事件を除くその他の民事事件</p> <p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事事件</p>	<p>(4) 茨木簡易裁判所</p> <p>裁判官 加藤優</p> <p>民事訴訟事件の3分の2</p> <p>民事訴訟事件を除くその他の民事事件</p> <p>代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事事件</p>
<p>裁判官（代行）西村実信 (職務代行解消)</p> <p>民事訴訟事件の3分の1</p> <p>刑事公判事件</p> <p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及 び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件 を除く。）</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反 事件</p>	<p>裁判官（代行）小川親治 (職務代行発令)</p> <p>民事訴訟事件の3分の1</p> <p>刑事公判事件</p> <p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及 び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件 を除く。）</p> <p>刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反 事件</p>

令状事件の5分の1	令状事件の5分の1
(5) 東大阪簡易裁判所	(5) 東大阪簡易裁判所
裁判官　　西田眞基	裁判官　　西田眞基
民事事件の2分の1	民事事件の2分の1
刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1	刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1
刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の 1	刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の 1
裁判官　　山田正人	裁判官　　山田正人
民事事件の2分の1	民事事件の2分の1
刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1	刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1
刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の 1	刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の 1
(6) 枚方簡易裁判所	(6) 枚方簡易裁判所
裁判官　　齋藤正人	裁判官　　齋藤正人
民事訴訟事件の3分の1	民事訴訟事件の3分の1
民事少額訴訟事件の2分の1	民事少額訴訟事件の2分の1
民事調停事件の2分の1	民事調停事件の2分の1
民事過料事件の2分の1	民事過料事件の2分の1
民事保全事件の2分の1	民事保全事件の2分の1
令状事件の5分の2	令状事件の5分の2
刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1	刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1
刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の 1	刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の 1
裁判官　　岡田幹雄	裁判官　　岡田幹雄
民事訴訟事件の3分の1	民事訴訟事件の3分の1
民事少額訴訟事件の2分の1	民事少額訴訟事件の2分の1
民事調停事件の2分の1	民事調停事件の2分の1
民事過料事件の2分の1	民事過料事件の2分の1
民事保全事件の2分の1	民事保全事件の2分の1
令状事件の5分の2	令状事件の5分の2
刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1	刑事正式裁判事件（当該裁判官の関与した 刑事略式命令事件を除く。）の2分の1
刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の1	刑事正式裁判事件以外の刑事事件の2分の1
裁判官（代行）菅　浩次	裁判官（代行）村田昌三
（職務代行解消）	（職務代行発令）
民事訴訟事件の3分の1	民事訴訟事件の3分の1
即決和解事件	即決和解事件

<p>督促事件（支払督促申立却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件） 民事特殊事件（民事保全事件を除く。） 令状事件の5分の1</p>	<p>督促事件（支払督促申立却下処分に対する異議事件、仮執行宣言の申立却下処分に対する異議事件及び地方裁判所の管轄に属する事件の不適法督促異議事件） 民事特殊事件（民事保全事件を除く。） 令状事件の5分の1</p>
<p>(7) 富田林簡易裁判所 裁判官 矢野 靖人 (大阪簡裁へ)</p>	<p>(7) 富田林簡易裁判所 裁判官 竹内 正浩 (神戸簡裁から)</p>
<p>民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事案件 裁判官（代行）畠村 章夫 刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及 び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件 を除く。） 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反 事件</p>	<p>民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事案件 裁判官（代行）畠村 章夫 刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及 び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件 を除く。） 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反 事件</p>
<p>(8) 羽曳野簡易裁判所 裁判官 植田 武志 民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事案件 裁判官（代行）木花 弘 (職務代行解消)</p>	<p>(8) 羽曳野簡易裁判所 裁判官 植田 武志 民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事案件 裁判官（代行）嶋村 修士 (職務代行発令)</p>
<p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及 び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件 を除く。） 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反 事件</p>	<p>刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及 び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件 を除く。） 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反 事件</p>
<p>(9) 佐野簡易裁判所 裁判官 三瀬 英祐 民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事案件 裁判官（代行）辰巳 晃 刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及 び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件 を除く。） 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反</p>	<p>(9) 佐野簡易裁判所 裁判官 三瀬 英祐 民事事件 代行裁判官の担当する事件を除くその他の 刑事案件 裁判官（代行）辰巳 晃 刑事正式裁判事件（公職選挙法違反事件及 び当該裁判官の関与した刑事略式命令事件 を除く。） 刑事略式命令事件のうち、公職選挙法違反</p>

事件	事件
(中略)	(中略)
第 6 編 司法行政事務の代理順序	第 6 編 司法行政事務の代理順序
(司法行政事務の代理)	(司法行政事務の代理)
第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。	第54条 所長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。
(中略)	(中略)
3 岸和田支部長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。	3 岸和田支部長に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。
第1順位 裁判官 佐藤克則	第1順位 裁判官 栗木純一
第2順位 裁判官 栗木純一	第2順位 裁判官 田中幸大
(中略)	(中略)
6 堺簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。	6 堺簡易裁判所の司法行政事務を掌理する裁判官に差し支えがある場合の司法行政事務を代理する者の順序は、次のとおりとする。
第1順位 裁判官 松田亨	第1順位 裁判官 長井秀典
第2順位 裁判官 三浦恵	第2順位 裁判官 保田将司
(中略)	(中略)
	附 則
	この規程は、令和7年4月1日から施行する。

## 分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和7年3月21日諮詢)

(令和7年4月1日実施)

現 行	変 更 後
(第2編 (本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1  裁判官の配置及び開廷日割  (中略)	(第2編 (本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1  裁判官の配置及び開廷日割  (中略)
第2民事部 (租税・行政部) (月火水金) 裁判官 横田典子 " 宮崎陽介 " 藤村享司 " 小森まや " 宮原翔子  (中略)	第2民事部 (租税・行政部) (月火水金) 裁判官 横田典子 " 宮崎陽介 " 藤村享司 " 小森まや " (兼)橋本康平  (兼務発令) " 宮原翔子  (中略)
第21民事部 (知的財産権部) (火木) 裁判官 松川充康 " 阿波野右起 " (兼)島田美喜子 " 西尾太一  (中略)	第21民事部 (知的財産権部) (火木) 裁判官 松川充康 (職代)武宮英子  (職務代行発令) " 阿波野右起 " (兼)島田美喜子 " 西尾太一  (中略)
第23民事部 (普通部) (月火水木) 裁判官 斎藤毅 " 黒田香 " 佐藤いぶき  1	第23民事部 (普通部) (月火水木) 裁判官 斎藤毅 (職代)西岡繁靖  (職務代行発令) (職代)芝田由平  (職務代行発令) " 黒田香 " 佐藤いぶき  1

// (兼)堀田らな // 尾藤淳哉	// (兼)堀田らな // 尾藤淳哉
(中略)	(中略)
(第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3	(第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)
第8刑事部 (普通部) (毎日) 裁判官 辛島 明	第8刑事部 (普通部) (毎日) 裁判官 辛島 明 // (職代) 田中伸一 (職務代行発令)
// 角田 康洋 // (兼)田島 花菜	// 角田 康洋 // (兼)田島 花菜
(中略)	(中略)
第13刑事部 (普通部) (毎日) 裁判官 荒木 未佳	第13刑事部 (普通部) (毎日) 裁判官 荒木 未佳 // (職代) 岩崎 邦生 (職務代行発令)
// 水落 桃子 // 沼田 晃一 // 吉田 純	// 水落 桃子 // 沼田 晃一 // 吉田 純
(中略)	(中略)
第15刑事部 (普通部) (毎日) 裁判官 末弘 陽一	第15刑事部 (普通部) (毎日) 裁判官 末弘 陽一 // (職代) 高橋 里奈 (職務代行発令)
// 南 うらら // 深見 翼 // 堀田 らな	// 南 うらら // 深見 翼 // 堀田 らな
(中略)	(中略)

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

## 事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和7年3月27日諮詢)

(令和7年4月1日実施)

現 行	変 更 後
第2編 本庁民事部	第2編 本庁民事部
第1章 通 則	第1章 通 則
(中略)	(中略)
(定義)	(定義)
第5条 この編において、次の各号に掲げる事件名の意義は当該各号に定めるところにより、その他の事件名は民事事件記録符号規程（平成13年最高裁判所規程第1号）と同一の意義による。	第5条 この編において、次の各号に掲げる事件名の意義は当該各号に定めるところにより、その他の事件名は民事事件記録符号規程（平成13年最高裁判所規程第1号）と同一の意義による。
(中略)	(中略)
(10) 知的財産事件	(10) 知的財産事件
(中略)	(中略)
カ アに掲げる権利又は法律により保護される利益が侵害されたことを理由とする <u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</u> （平成13年法律第137号）第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件	カ アに掲げる権利又は法律により保護される利益が侵害されたことを理由とする <u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律</u> （平成13年法律第137号）第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件
(中略)	(中略)
(12) 一般民事保全事件等	(12) 一般民事保全事件等
(中略)	(中略)
エ 第10号に定めるものを除き、 <u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</u> （平成13	エ 第10号に定めるものを除き、 <u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律</u> （平成13

<p>年法律第137号) 第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件</p>	<p>年法律第137号) 第4章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(第3編(本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3</p>	<p>(第3編(本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3</p>
<p>裁判官の配置及び開廷日割</p>	<p>裁判官の配置及び開廷日割</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>第15刑事部(普通部) (毎日)</p>	<p>第15刑事部(普通部) (毎日)</p>
<p>裁判官 末弘陽一 〃 (職代) 高橋里奈</p>	<p>裁判官 末弘陽一 〃 (職代) 高橋里奈</p>
<p>〃 南うらら 〃 深見翼</p>	<p>〃 南うらら 〃 深見翼</p>
<p>〃 堀田らな</p>	<p>〃 (職務代行発令) 〃 堀田らな</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>第2章 岸和田支部</p>	<p>第2章 岸和田支部</p>
<p>(裁判事務の分配)</p>	<p>(裁判事務の分配)</p>
<p>第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p>	<p>第28条 岸和田支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>裁判官 楠木純一 民事訴訟事件(再審請求事件を含む。)の3 1分の9</p>	<p>裁判官 楠木純一 民事訴訟事件(再審請求事件を含む。)の3 1分の9</p>
<p>債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3 分の1</p>	<p>債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の3 分の1</p>
<p>民事保全事件(特定電気通信役務提供者の 損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示</p>	<p>民事保全事件(特定電気通信による情報の 流通によって発生する権利侵害等への対処</p>

<p><u>に関する法律</u> (平成 13 年法律第 137 号)          第 4 章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。) の 2 分の 1          保全異議及び保全取消事件の 2 分の 1          小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の 2 分の 1          人身保護事件の 4 分の 1          訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の 4 分の 1          令状事件の 8 分の 2          過料事件</p> <p>裁判官 梅本聰子          民事訴訟事件 (再審請求事件を含む。) の 3          1 分の 4          民事保全事件 (<u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</u> (平成 13 年法律第 137 号)          第 4 章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。) の 4 分の 1          保全異議及び保全取消事件の 4 分の 1          債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の 3          分の 1          人身保護事件の 4 分の 1          訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の 4 分の 1          令状事件の 8 分の 2</p>	<p><u>に関する法律</u> (平成 13 年法律第 137 号)          第 4 章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。) の 2 分の 1          保全異議及び保全取消事件の 2 分の 1          小規模個人再生事件及び給与所得者等再生事件の 2 分の 1          人身保護事件の 4 分の 1          訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の 4 分の 1          令状事件の 8 分の 2          過料事件</p> <p>裁判官 梅本聰子          民事訴訟事件 (再審請求事件を含む。) の 3          1 分の 4          民事保全事件 (<u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律</u> (平成 13 年法律第 137 号)          第 4 章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去禁止命令事件を含む。) の 4 分の 1          保全異議及び保全取消事件の 4 分の 1          債権執行事件、財産開示事件及び第三者からの情報取得事件を除く民事執行事件の 3          分の 1          人身保護事件の 4 分の 1          訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の 4 分の 1          令状事件の 8 分の 2</p>
<p>(中略)</p> <p>裁判官 水口美弥          民事訴訟事件 (再審請求事件を含む。) の 3          1 分の 9          民事保全事件 (<u>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律</u> (平成 13 年法律第 137 号)          第 4 章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去</p>	<p>(中略)</p> <p>裁判官 水口美弥          民事訴訟事件 (再審請求事件を含む。) の 3          1 分の 9          民事保全事件 (<u>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律</u> (平成 13 年法律第 137 号)          第 4 章に定める発信者情報開示命令事件並びにそれに付随する提供命令事件及び消去</p>

<p>禁止命令事件を含む。) の4分の1 保全異議及び保全取消事件の4分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1 令状事件の8分の1 [REDACTED] [REDACTED] 民事非訟事件（本条において別に定める場合を除く。) の3分の2</p> <p>(中略)</p>	<p>禁止命令事件を含む。) の4分の1 保全異議及び保全取消事件の4分の1 人身保護事件の4分の1 訴えの提起前における証拠収集の処分申立事件の4分の1 令状事件の8分の1 [REDACTED] [REDACTED] 民事非訟事件（本条において別に定める場合を除く。) の3分の2</p> <p>(中略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>
---	--

## 事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和7年4月25日説明)

(令和7年5月1日実施)

現 行	変 更 後
(第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3	(第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項) 別表3
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)
第12刑事部 (租税部) (毎日)	第12刑事部 (租税部) (毎日)
裁判官 三村三緒	裁判官 三村三緒
〃 (兼) 渡部市郎	
	(兼務解消)
〃 中井太朗	〃 中井太朗
〃 鈴木真理子	〃 鈴木真理子
〃 黒川真吾	〃 黒川真吾
第13刑事部 (普通部) (毎日)	第13刑事部 (普通部) (毎日)
裁判官 荒木未佳	裁判官 荒木未佳
〃 (職代) 岩崎邦生	
	(職務代行解消)
〃 水落桃子	〃 水落桃子
〃 沼田晃一	〃 沼田晃一
〃 吉田純	〃 吉田純
(中略)	(中略)
	<u>附 則</u>
	<u>この規程は、令和7年5月1日から施行する。</u>

## 事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和7年5月13日諮詢)

(令和7年5月19日実施)

現 行	変 更 後
(第2編 (本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1  裁判官の配置及び開廷日割  第8民事部 (普通部) (月水木金) 裁判官 三村憲吾 〃 上田瞳 〃 佐野文規 〃 (兼) 枝田雅樹	(第2編 (本庁民事部) 第3章第10条第1項) 別表1  裁判官の配置及び開廷日割  第8民事部 (普通部) (月水木金) 裁判官 三村憲吾 〃 上田瞳 〃 佐野文規 〃 (兼) 枝田雅樹 〃 大場悠生  <u>(任補)</u>
(中略)	(中略)
第12民事部 (普通部) (月火水金) 裁判官 大野祐輔 〃 木山智之 〃 大谷智彦 〃 (兼) 伊藤佳子	第12民事部 (普通部) (月火水金) 裁判官 大野祐輔 〃 木山智之 〃 大谷智彦 〃 (兼) 伊藤佳子 〃 須田翔太  <u>(任補)</u>
(中略)	(中略)
第25民事部 (普通部) (火水木金) 裁判官 鷹野旭 〃 宮崎純一郎 〃 岡田恵梨 〃 (兼) 北岡佑太	第25民事部 (普通部) (火水木金) 裁判官 鷹野旭 〃 宮崎純一郎 〃 岡田恵梨 〃 (兼) 北岡佑太 〃 河井沙織  <u>(任補)</u>
(中略)	(中略)
(第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項)	(第3編 (本庁刑事部) 第3章第22条第1項)

別表3

## 裁判官の配置及び開廷日割

## 第1刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	加藤 陽
〃	高橋 俊介
〃	加藤 雄大

## 第2刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	近道 晓郎
〃	富岡 健史
〃	(兼) 南 夢衣子

## 第3刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	御山 真理子
〃	辻井 由雅
〃	(兼) 近藤 友貴

(中略)

## 第6刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	山田 裕文
〃	藤永 祐介
〃	(兼) 奥田 紗永

(兼務解消)

## 第7刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	伊藤 寛樹
〃	増尾 崇
〃	(兼) 村田 幸生

## 第8刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	辛島 明
-----	------

別表3

## 裁判官の配置及び開廷日割

## 第1刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	加藤 陽
〃	高橋 俊介
〃	加藤 雄大
〃	水城 真那花

(任補)

## 第2刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	近道 晓郎
〃	富岡 健史
〃	(兼) 南 夢衣子
〃	新池谷 圭輝

(任補)

## 第3刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	御山 真理子
〃	辻井 由雅
〃	(兼) 近藤 友貴
〃	善元 貴大

(任補)

(中略)

## 第6刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	山田 裕文
〃	藤永 祐介
〃	川崎 陽

(任補)

## 第7刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	伊藤 寛樹
〃	増尾 崇
〃	(兼) 村田 幸生
〃	加賀 潮美

(任補)

## 第8刑事部（普通部）（毎日）

裁判官	辛島 明
-----	------

<p>〃 (職代) 田 中 伸 一 〃 角 田 康 洋 〃 (兼) 田 島 花 菜 <u>(兼務解消)</u></p>	<p>〃 (職代) 田 中 伸 一 〃 角 田 康 洋 〃 <u>岩 崎 由 莉 耶</u> <u>(任補)</u></p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>第 14 刑事部 (普通部) (毎日)</p> <p>裁 判 官 大 森 直 子 〃 倉 成 章 〃 (兼) 尾 藤 淳 哉</p>	<p>第 14 刑事部 (普通部) (毎日)</p> <p>裁 判 官 大 森 直 子 〃 倉 成 章 〃 (兼) 尾 藤 淳 哉 〃 <u>大 川 未 来</u> <u>(任補)</u></p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年5月19日から施行する。</u></p>

## 事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和7年5月13日諮詢)

(令和7年5月31日実施)

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1  裁判官の配置及び開廷日割  (中略)  第25民事部（普通部）（火水木金） 裁判官 鷹野 旭 〃 宮崎 純一郎 〃 岡田 恵梨 〃 (兼) 北岡 佑太 （兼務解消） 〃 河井 沙織	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1  裁判官の配置及び開廷日割  (中略)  第25民事部（普通部）（火水木金） 裁判官 鷹野 旭 〃 宮崎 純一郎 〃 岡田 恵梨 〃 河井 沙織
(中略)  (第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3  裁判官の配置及び開廷日割  (中略)  第15刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 末弘 陽一 〃 (職代) 高橋 里奈 （職務代行解消） 〃 南 うらら 〃 深見 翼 〃 (職代) 林村 優雅 （職務代行解消） 〃 堀田 らな	(中略)  (第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3  裁判官の配置及び開廷日割  (中略)  第15刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 末弘 陽一 〃 南 うらら 〃 深見 翼 〃 堀田 らな
	(中略)

附 則

この規程は、令和7年5月31日から施行する。

## 事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和7年4月25日諮問)

(令和7年6月1日実施)

現 行	変 更 後
第 1 編 総 則	第 1 編 総 則
(中略)	(中略)
(裁判官の所属)	(裁判官の所属)
第2条 本庁勤務の裁判官を民事部及び刑事部に分ける。	第2条 本庁勤務の裁判官を民事部及び刑事部に分ける。
2、3 (略)	2、3 (略)
4 堺支部勤務の裁判官を同支部の第1民事部、第2民事部、第1刑事部又は第2刑事部に所属させるほか、部に属しない裁判官を置く。	4 堺支部勤務の裁判官を同支部の第1民事部、第2民事部、第1刑事部又は第2刑事部に所属させる。
(本庁と支部及び支部相互間における裁判事務の分配)	(本庁と支部及び支部相互間における裁判事務の分配)
第3条 堺支部及び岸和田支部の事件についての裁判所法第26条第2項第1号の決定は、堺支部が行う。	第3条 堺支部及び岸和田支部の事件についての裁判所法第26条第2項第1号の決定は、堺支部が行う。
2～7 (略)	2～7 (略)
8 各支部及びその管内の簡易裁判所の裁判官がした裁判に対する刑事訴訟法第429条の準抗告事件は、堺支部が処理する。	8 各支部及びその管内の簡易裁判所の裁判官がした裁判に対する刑事訴訟法第429条の準抗告事件及び児童福祉法第33条の一時保護状請求却下の裁判に対する取消請求事件は、堺支部が処理する。
(中略)	
第 3 編 本 庁 刑 事 部	第 3 編 本 庁 刑 事 部
(中略)	(中略)
第2章 裁判事務の分配	第2章 裁判事務の分配
(中略)	(中略)
(指定弁護士が起訴した事件の配付)	(指定弁護士が起訴した事件の配付)
第15条の2 指定弁護士（検察審査会法第41条の9第1項の指定を受けた弁護士をいう。）が公訴を提起した事件は、租税事件を含むものは、租税部に、その他のものは、普通部に順次配付す	第15条の2 指定弁護士（検察審査会法第41条の9第1項の指定を受けた弁護士をいう。）が公訴を提起した事件は、租税事件を含むものは、租税部に、その他のものは、普通部に順次配付す

<p>る。ただし、即決裁判事件は、第15部に配付する。</p> <p>(再審請求事件及び差戻事件の配付)</p> <p>第16条 再審請求事件及び差戻事件は、それぞれ、裁判員事件、通常合議事件、一人制事件の区分に従い、原裁判をした部以外の部（令状部を除く。）に順次配付する。ただし、租税事件を含む事件は、租税部に配付する。</p> <p>2 再審開始決定が確定した事件は、裁判員事件、通常合議事件、一人制事件の区分に従い、原裁判をした部及び再審開始決定をした部以外の部（令状部を除く。）に順次配付する。ただし、租税事件を含む事件は、租税部に配付する。</p> <p>(中略)</p> <p>第19条 刑事補償請求事件、刑事訴訟法第18条の3、第362条、第500条、第501条及び第502条による申立事件並びに総合法律支援法第39条第3項による申立事件は、本案の裁判をした部に配付する。ただし、本案の裁判をした部が第4部、第9部又は第11部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 刑事訴訟法第266条第2号の決定により審判に付された事件は、当該決定をした部以外の部（令状部を除く。）に順次配付する。</p> <p>4 刑事訴訟法の準抗告事件（他の法令において刑事訴訟法の準抗告手続の例によるとされるものを含む。）は、令状部を除く各部に順次配付する。その配付及び処理に関する事項は、本庁刑事部の裁判官の協議によって定める。</p>	<p>る。ただし、即決裁判事件は、第15部に配付する。<u>その配付に関する事項は、本庁刑事部の裁判官の協議によって定める。</u></p> <p>(再審請求事件及び差戻事件の配付)</p> <p>第16条 再審請求事件及び差戻事件は、それぞれ、裁判員事件、通常合議事件、一人制事件の区分に従い、原裁判をした部以外の部（令状部を除く。）に順次配付する。ただし、租税事件を含む事件は、租税部に配付する。</p> <p>2 再審開始決定が確定した事件は、裁判員事件、通常合議事件、一人制事件の区分に従い、原裁判をした部及び再審開始決定をした部以外の部（令状部を除く。）に順次配付する。ただし、租税事件を含む事件は、租税部に配付する。<u>その配付に関する事項は、本庁刑事部の裁判官の協議によって定める。</u></p> <p>(中略)</p> <p>第19条 刑事補償請求事件、刑事訴訟法第18条の3、第362条、第500条、第501条及び第502条による申立事件並びに総合法律支援法第39条第3項による申立事件は、本案の裁判をした部に配付する。ただし、本案の裁判をした部が第21条第4項に規定する部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 刑事訴訟法第266条第2号の決定により審判に付された事件は、当該決定をした部以外の部（令状部を除く。）に順次配付する。<u>その配付に関する事項は、本庁刑事部の裁判官の協議によって定める。</u></p> <p>4 刑事訴訟法の準抗告事件（他の法令において刑事訴訟法の準抗告手続の例によるとされるものを含む。）及び<u>児童福祉法第33条の一時保護状請求却下の裁判に対する取消請求事件</u>は、令状部を除く各部に順次配付する。その配付及び処理に関する事項は、本庁刑事部の裁判官の協議によって定める。</p>
--	--

<p>5 (略)</p> <p>6 刑事訴訟法第 96 条第 3 項の請求事件は、本案の裁判をした部に配付する。ただし、本案の裁判をした部が第 4 部、第 9 部又は第 11 部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。</p> <p>7 刑事訴訟法第 222 条第 7 項の処分の請求事件は、令状部を除く各部に順次配付する。ただし、本案が係属しているときは、本案が係属している部に配付する。</p> <p>8 組織的犯罪処罰法第 62 条第 1 項（麻薬特例法第 23 条により組織的犯罪処罰法第 6 章の規定による共助の例によるとされる場合及び不正競争防止法第 40 条により組織的犯罪処罰法第 6 章の規定による共助の例によるとされる場合を含む。）の審査請求事件は、令状部を除く各部に順次配付し、同法第 65 条第 1 項（麻薬特例法第 23 条により組織的犯罪処罰法第 6 章の規定による共助の例によるとされる場合及び不正競争防止法第 40 条により組織的犯罪処罰法第 6 章の規定による共助の例によるとされる場合を含む。）の取消請求事件は、当該決定をした部に配付する。ただし、当該決定をした部が第 4 部、第 9 部又は第 11 部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。</p> <p>(中略)</p> <p>第 4 編 支 部</p> <p>第 1 章 堺 支 部</p> <p>(裁判官の配置)</p> <p>第 24 条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>5 (略)</p> <p>6 刑事訴訟法第 96 条第 3 項の請求事件は、本案の裁判をした部に配付する。ただし、本案の裁判をした部が第 21 条第 4 項に規定する部であるときは、令状部を除く各部に順次配付する。</p> <p>7 刑事訴訟法第 222 条第 7 項の処分の請求事件は、令状部を除く各部に配付する。ただし、本案が係属しているときは、本案が係属している部に配付する。本項本文の配付に関する事項は、本庁刑事部の裁判官の協議によって定める。</p> <p>8 組織的犯罪処罰法第 62 条第 1 項（麻薬特例法第 23 条により組織的犯罪処罰法第 6 章の規定による共助の例によるとされる場合及び不正競争防止法第 40 条により組織的犯罪処罰法第 6 章の規定による共助の例によるとされる場合を含む。）の審査請求事件は、令状部を除く各部に配付し、同法第 65 条第 1 項（麻薬特例法第 23 条により組織的犯罪処罰法第 6 章の規定による共助の例によるとされる場合及び不正競争防止法第 40 条により組織的犯罪処罰法第 6 章の規定による共助の例によるとされる場合を含む。）の取消請求事件は、当該決定をした部に配付する。本項前段の配付に関する事項は、本庁刑事部の裁判官の協議によって定める。</p> <p>(中略)</p> <p>第 4 編 支 部</p> <p>第 1 章 堺 支 部</p> <p>(裁判官の配置)</p> <p>第 24 条 堺支部における裁判官の配置は、次のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>第 1 民事部 C</p> <p>裁判官 (兼) 山地 修</p>
---	---

	<table border="1"> <tr><td>〃</td><td>惣脇 美奈子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>佐藤 克則</td></tr> <tr><td>〃</td><td>塙田 奈保</td></tr> <tr><td>〃</td><td>吉澤 晓子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>楠 真由子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>中村 公大</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 山口 愛子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 嶋村 弥寿</td></tr> <tr><td>〃</td><td>(兼) 丹治 雅文</td></tr> </table>	〃	惣脇 美奈子	〃	佐藤 克則	〃	塙田 奈保	〃	吉澤 晓子	〃	楠 真由子	〃	中村 公大	〃	(兼) 山口 愛子	〃	(兼) 嶋村 弥寿	〃	(兼) 丹治 雅文
〃	惣脇 美奈子																		
〃	佐藤 克則																		
〃	塙田 奈保																		
〃	吉澤 晓子																		
〃	楠 真由子																		
〃	中村 公大																		
〃	(兼) 山口 愛子																		
〃	(兼) 嶋村 弥寿																		
〃	(兼) 丹治 雅文																		
(中略)	(中略)																		
<u>部に属しない裁判官</u>																			
<table border="1"> <tr><td>裁判官</td><td>惣脇 美奈子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>佐藤 克則</td></tr> <tr><td>〃</td><td>塙田 奈保</td></tr> <tr><td>〃</td><td>吉澤 晓子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>楠 真由子</td></tr> <tr><td>〃</td><td>中村 公大</td></tr> </table>	裁判官	惣脇 美奈子	〃	佐藤 克則	〃	塙田 奈保	〃	吉澤 晓子	〃	楠 真由子	〃	中村 公大							
裁判官	惣脇 美奈子																		
〃	佐藤 克則																		
〃	塙田 奈保																		
〃	吉澤 晓子																		
〃	楠 真由子																		
〃	中村 公大																		
(裁判事務の分配)	(裁判事務の分配)																		
第25条 堺支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。	第25条 堺支部における裁判事務の分配は、次のとおりとする。																		
(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)																		
(5) 刑事訴訟事件のうち、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第2条第1項各号に規定する事件及びそれ以外の法定合議事件並びに一人制事件は、各事件ごとに、第1刑事部に2分の1、第2刑事部に2分の1の割合で順次配付する。	(5) 一時保護状請求却下の裁判に対する取消請求事件は、第1民事部Cに配付する。ただし、裁判官に差し支えがあるときの代理は、 <u>堺支部所属の裁判官の協議によって定める。</u>																		
(6) 刑事訴訟法第429条の準抗告事件（他の法令において刑事訴訟法第429条第1項の請求に係る手続の例によるとされるものを含む。）は、 <u>堺支部所属の裁判官の協議によって定める。</u>	(6) 刑事訴訟事件のうち、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第2条第1項各号に規定する事件及びそれ以外の法定合議事件並びに一人制事件は、各事件ごとに、第1刑事部に2分の1、第2刑事部に2分の1の割合で順次配付する。																		
(7) 令状事件は、 <u>堺支部及び堺簡易裁判所所属</u>	(7) 刑事訴訟法第429条の準抗告事件（他の法令において刑事訴訟法第429条第1項の請求に係る手続の例によるとされるものを含む。）は、 <u>堺支部所属の裁判官の協議によって定める。</u>																		
	(8) 令状事件は、 <u>堺支部及び堺簡易裁判所所属</u>																		

<p>の裁判官の協議によって定める。</p> <p>(8) 平成30年5月16日付け最高裁判二第199号刑事局長、家庭局長、総務局長、經理局長通達「刑事訴訟法第157条の6第2項に規定する方法による証人等の尋問等の手続について」により、共助事件に準じて取り扱われる嘱託は、第1刑事部に2分の1、第2刑事部に2分の1の割合で順次配付する。</p> <p>(9) 前8号に定める場合を除き、民事事件は第1民事部A、第2民事部に順次、刑事事件及び医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務は第1刑事部、第2刑事部に順次、それぞれ配付する。</p> <p>(中略)</p>	<p>の裁判官の協議によって定める。</p> <p>(9) 平成30年5月16日付け最高裁判二第199号刑事局長、家庭局長、総務局長、經理局長通達「刑事訴訟法第157条の6第2項に規定する方法による証人等の尋問等の手続について」により、共助事件に準じて取り扱われる嘱託は、第1刑事部に2分の1、第2刑事部に2分の1の割合で順次配付する。</p> <p>(10) 前9号に定める場合を除き、民事事件は第1民事部A、第2民事部に順次、刑事事件及び医療観察法第33条第1項又は第59条第1項若しくは第2項の申立てを受けた地方裁判所の裁判官が行う事務は第1刑事部、第2刑事部に順次、それぞれ配付する。</p> <p>(中略)</p>
---	--

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。

## 事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和7年5月22日諮詢)

(令和7年6月2日実施)

現 行	変 更 後
(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3  裁判官の配置及び開廷日割  第1刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 加藤 陽 〃 高橋 俊介 〃 加藤 雄大 （依頼退官） 〃 水城 真那花  (中略)	(第3編（本庁刑事部）第3章第22条第1項) 別表3  裁判官の配置及び開廷日割  第1刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 加藤 陽 〃 高橋 俊介 〃 水城 真那花  (中略)
第4刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 井上直哉 〃 (兼)高橋俊介 〃 (兼)加藤雄大 （兼務解消）  (中略)	第4刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 井上直哉 〃 (兼)高橋俊介 〃 (兼)水城真那花 （兼務発令）  (中略)
第9刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 (兼)井上直哉 〃 (兼)高橋俊介 〃 (兼)加藤雄大 （兼務解消）  (中略)	第9刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 (兼)井上直哉 〃 (兼)高橋俊介 〃 (兼)水城真那花 （兼務発令）  (中略)
第11刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 (兼)井上直哉 〃 (兼)高橋俊介	第11刑事部（普通部）（毎日） 裁判官 (兼)井上直哉 〃 (兼)高橋俊介

<p>〃 <u>(兼) 加藤雄大</u> <u>(兼務解消)</u>  (中略)</p>	<p>〃 <u>(兼) 水城真那花</u> <u>(兼務発令)</u>  (中略)  <u>附 則</u> <u>この規程は、令和7年6月2日から施行する。</u></p>
--	--

## 事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和7年6月13日諮詢)

(令和7年7月1日実施)

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部（保全部）（毎日）	第1民事部（保全部）（毎日）
裁判官	裁判官
松 永 栄 治	治 志 孝 輝 昭 義 平 郎
斗 谷 匠 志	志 孝 輝 昭 義 平 郎
田 中 一 孝	一 孝 輝 昭 義 平 郎
直 江 泰 輝	泰 輝 昭 義 平 郎
村 上 貴 昭	貴 昭 義 平 郎
秦 隆 卓 義	隆 卓 義 平 郎
橋 本 康 平	本 康 平 郎
佐 藤 克 孝	藤 克 孝
吉 澤 孝 子	吉 孝 子
伊 藤 佳 孝	伊 佳 孝
北 岡 佑 太	北 佑 太
枚 田 雅 樹	枚 雅 樹
松 本 幸 奈	本 幸 奈
島 崎 乃 奈	島 乃 奈
手 嶋 悠 生	手 悠 生
小 西 池 將	
(第10刑事部へ)	
(中略)	(中略)
第4民事部（商事部）（火水木金）	第4民事部（商事部）（火水木金）
裁判官	裁判官
谷 口 哲 也	谷 口 哲 也
高 原 大 輔	高 原 大 輔
黒 田 吉 人	黒 田 吉 人
(兼) 佐 藤 克 郎	(兼) 佐 藤 克 郎
(兼務解消)	
白 石 大 樹	白 石 大 樹
(中略)	(中略)

第12民事部(普通部) (月火水金)	第12民事部(普通部) (月火水金)
裁判官 大野祐輔	大野祐輔
〃 木山智之	木山智之
〃 大谷智彦	大谷智彦
<u>〃</u> (兼)伊藤佳子	
(兼務解消)	
〃 須田翔太	須田翔太
(中略)	(中略)
第21民事部(知的財産権部) (火木)	第21民事部(知的財産権部) (火木)
裁判官 松川充康	松川充康
<u>〃</u> (職代)武宮英子	
(職務代行解消)	
〃 阿波野右起	阿波野右起
(兼)島田美喜子	(兼)島田美喜子
〃 西尾太一	西尾太一
(中略)	(中略)
第23民事部(普通部) (月火水木)	第23民事部(普通部) (月火水木)
裁判官 齋藤毅	齋藤毅
<u>〃</u> (職代)西岡繁靖	
(職務代行解消)	
<u>〃</u> (職代)芝田由平	
(職務代行解消)	
〃 黒田香	黒田香
〃 佐藤いぶき	佐藤いぶき
<u>〃</u> (兼)堀田らな	
(兼務解消)	
〃 尾藤淳哉	尾藤淳哉
第24民事部(普通部) (月火木金)	第24民事部(普通部) (月火木金)
裁判官 野村武範	野村武範
〃 山中耕一	山中耕一
〃 仲井葉月	仲井葉月
<u>〃</u> (兼)田崎里歩	
(兼務解消)	
〃 村田幸生	村田幸生

(中略)	(中略)
(第3編(本庁刑事部)第3章第22条第1項) 別表3	(第3編(本庁刑事部)第3章第22条第1項) 別表3
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)
第8刑事部(普通部)(毎日)	第8刑事部(普通部)(毎日)
裁判官 辛島 明	裁判官 辛島 明
〃 (職代)田中伸一	
	(職務代行解消)
〃 角田 康洋	〃 角田 康洋
〃 岩崎 由莉耶	〃 岩崎 由莉耶
(中略)	(中略)
第10刑事部(令状部)(毎日)	第10刑事部(令状部)(毎日)
裁判官 渡部 市郎	裁判官 渡部 市郎
〃 三澤 節史	〃 三澤 節史
〃 立仙 早矢	〃 立仙 早矢
〃 新納 亜美	〃 新納 亜美
〃 比舍 昌志	〃 比舍 昌志
〃 六郷 和紀	〃 六郷 和紀
	小西池 将
〃 吉田 開	吉田 開
(第1民事部から)	
(中略)	(中略)
第14刑事部(普通部)(毎日)	第14刑事部(普通部)(毎日)
裁判官 大森 直子	裁判官 大森 直子
〃 倉成 章	〃 倉成 章
〃 (兼)尾藤 淳哉	
	(兼務解消)
〃 大川 未来	大川 未来
(中略)	(中略)
(第5編(管内簡易裁判所)第1章第32条、第3	(第5編(管内簡易裁判所)第1章第32条、第3

4条第1項、第35条第1項、第36条、第38条  
第1項及び第39条第1項)

別表5

大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割

第6 令状係(毎日)

裁判官	(兼) 渡 部 市 郎
〃	(兼) 三 澤 節 史
〃	(兼) 立 仙 早 矢
〃	(兼) 新 納 亞 美
〃	(兼) 比 舎 昌 志
〃	(兼) 六 郷 和 紀
〃	(兼) 吉 田 開
〃	岩 川 昇
〃	高 田 祯
〃	大 西 光
〃	嶋 村 修
〃	岩 本 章
〃	(兼) 仙 波 陽 子
〃	(兼) 番 村 章 夫
〃	(兼) 橋 口 裕 晃

4条第1項、第35条第1項、第36条、第38条  
第1項及び第39条第1項)

別表5

大阪簡易裁判所の裁判官の配置及び開廷日割

第6 令状係(毎日)

裁判官	(兼) 渡 部 市 郎
〃	(兼) 三 澤 節 史
〃	(兼) 立 仙 早 矢
〃	(兼) 新 納 亞 美
〃	(兼) 比 舎 昌 志
〃	(兼) 六 郷 和 紀
〃	(兼) 小 西 池 将
	(兼務発令)
〃	(兼) 吉 田 開
〃	岩 川 昇
〃	高 田 祯
〃	大 西 光
〃	嶋 村 修
〃	岩 本 章
〃	(兼) 仙 波 陽 子
〃	(兼) 番 村 章 夫
〃	(兼) 橋 口 裕 晃

(中略)

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

【機密性 2】

# 決議事項

(令和 7 年 6 月 30 日)

## 事務分配及び裁判官の配置等規程変更（案）

(令和7年6月30日付議)

(令和7年7月1日実施)

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
(中略)	(中略)
第2民事部（租税・行政部）（月火水金）	第2民事部（租税・行政部）（月火水金）
裁判官 横田典子	裁判官 横田典子
〃 宮崎陽介	〃 宮崎陽介
〃 藤村享司	〃 藤村享司
〃 小森まや	〃 小森まや
〃 (兼)橋本康平	〃 (兼)橋本康平
〃 宮原翔子	〃 片岡翔子
(改姓)	(改姓)
(中略)	(中略)
	附 則
	この規程は、令和7年7月1日から施行する。

(令和7年7月25日実施)

現 行	変 更 後
(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1	(第2編（本庁民事部）第3章第10条第1項) 別表1
裁判官の配置及び開廷日割	裁判官の配置及び開廷日割
第1民事部（保全部）（毎日）	第1民事部（保全部）（毎日）
裁判官 松永栄治	裁判官 松永栄治
〃 斗谷匡志	〃 斗谷匡志
〃 田中一孝	〃 田中一孝
〃 直江泰輝	〃 直江泰輝
〃 村上貴昭	〃 村上貴昭
〃 秦卓義	〃 秦卓義

橋本 康平	橋本 康平
橋本 藤克	橋本 藤克
橋本 吉孝	橋本 吉孝
橋本 伊佳	橋本 伊佳
橋本 北佑	橋本 北佑
橋本 枚雅	橋本 枚雅
橋本 松幸	橋本 松幸
橋本 島奈	橋本 島奈
橋本 手乃	橋本 島乃
橋本 嶋奈	橋本 嶋奈
<hr/>	
<u>(長野家裁上田支部へ)</u>	
(中略)	(中略)
<u>附 則</u>	
<u>この規程は、令和7年7月25日から施行する。</u>	